

令和6年10月2日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時

- (1) 期日 令和6年10月2日(水)
- (2) 開会 午前9時59分
- (3) 延会 午後4時41分

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、高崎良二副委員長、竹之内和満委員、
大野雅子委員、渡辺久治委員、川畑二美委員、
白石純一委員、川原慎一委員、竹原信一行委員、
大田基次委員、牟田学委員、木下孝行委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

企画推進課

課長 尾塚禎久君
課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長 岩下亮一君

税務課

課長 新町博行君
課長補佐兼管理係長券滞納整理係長 田原勝矢君
課長 牛之濱諒君

市民課

課長 平田寿美子君(兼)
課長補佐兼住民年金係長 中園修君(兼)
課長 川邊千紘君

三笠支所

所長 平田寿美子君(兼)
所長補佐 中園修君(兼)
庶務係長兼戸籍係長 大野勝一君

大川出張所

所長 平田寿美子君(兼)
所長補佐 中園修君(兼)
庶務係長 本藏雄一君(兼)

大川診療所

事務係長 平田寿美子君(兼)
管理係長 本藏雄一君(兼)

福祉課

課	長	補佐兼	福祉係	長	尻無濱	久美子	君
課	長	補佐兼	福祉係	長	平田	祥子	君
児童福祉係				長	鎌田	渚	君
みなみ保育園園				長	佐渡谷	まなみ	君

こども保健課

課				長	寺地	克己	君
課	長	補佐兼	保健予防係	長	大橋	尚子	君
こども家庭係				長	田上	智子	君

介護長寿課

課				長	尾上	覚史	君
課	長	補佐兼	介護保険係	長	本	千晶	君
高齢者支援係				長	宇都	貴子	君
地域包括支援係				長	松崎	正幸	君

農政林務課

課				長	大野	裕人	君 (兼)
課	長	補佐兼	農政管理係	長	川原	陽介	君
課	長	補佐兼	農村振興係	長	下澤	克宏	君
林務係				長	所崎	慎也	君

農村環境改善センター

所				長	大野	裕人	君 (兼)
管		理	係	長	牧内	達志	君

農業委員会事務局

事		務	局	長	下脇	一博	君
管		理	係	長	平瀬	修治	君

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)
- (2) 認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)
- (3) 認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)
- (4) 認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

昨日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

本日の日程は、内容を更新した日程表をペーパーレス会議システムに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

○認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

この際、認定第1号を議題とし、企画推進課所管の事項の審査を行います。

〔企画推進課入室〕

濱田洋一委員長

ここで、昨日の企画推進課の審査における答弁について、企画推進課長から答弁の訂正に関する発言の申出がありますので、この際発言を許可します。

尾塚企画推進課長

お時間をいただきまして、発言の訂正をさせていただきます。

昨日の委員会審査において、白石委員からの「たからのまち」マネージャー事業の旅費についての御質問に対し、謝金とは別に旅費を支払っている旨、お答えいたしました。改めて確認いたしましたところ、昨年度開催した3回の会議は全てオンラインで開催したことから、旅費の支払いはありませんでした。

以上のおり訂正させていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。

濱田洋一委員長

認定第1号中。

〔白石純一委員挙手〕

御意見ですか。

白石純一委員

オンラインでない場合は、じゃあ交通費をお支払いするということよろしいですかね。

尾塚企画推進課長

はい。旅費については予算措置はしてありましたので、結果的に旅費の支払いはなかったということでもあります。

〔白石純一委員「はい分かりました」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

認定第1号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔企画推進課退室、税務課入室〕

続きまして、認定第1号中、税務課所管の事項の審査を行います。

昨日、後ほど答弁するとしていた事項につきまして、税務課長から発言の申出がありますので、この際許可します。

新町税務課長

昨日、税務課所管の事項について、竹原委員からお尋ねがありました決算に関する説明書24ページから25ページにかけての20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金の

件数と最高額についてお答えいたします。

延滞金を徴収した件数は260件であり、最高額は10万4694円でありました。

竹原信一委員

10万4000円って、これ長期間だったということですか。元が大きかったのかな。

新町税務課長

課税したのが平成22年度の方でした。

濱田洋一委員長

よろしかったでしょうか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

認定第1号中、税務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔税務課退室、市民課入室〕

認定第1号中、市民課所管の事項について審査に入ります。

市民課長に説明を求めます。

平田市民課長

認定第1号中、市民課、三笠支所、大川出張所及び大川診療所の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

12ページをお開きください。

第2款3項1目コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付については、令和4年4月から開始したサービスであり、令和5年度の交付実績としては、住民票の写しが昨年度より476件の増で1,000件、印鑑登録証明書が246件の増で545件と約2倍の伸びとなりました。マイナンバーカードの交付率の上昇とともに、今後さらに利用され、市民の利便性やサービス向上につながるものと考えております。

次の13ページの第2款3項1目個人番号カード交付事業については、令和6年3月末日で延べ1万5852人にカードを交付し、交付率は83.81%となりました。全国平均78.67%、県平均83.61%を上回っております。

令和5年度は、マイナンバーカードの取得が困難な方に向けたサービスを拡充し、自宅や福祉施設等への出張申請受付や出張夜間申請受付などを実施しました。施設等による申請サポート・代理交付に対する報償費を12月補正により予算措置しましたが、各施設との調整や施設の対応体制の確立などが必要であったことから、実施件数は、申請サポート、交付サポート各5件、電子証明書更新2件となりました。令和6年度においても継続して実施しており、各施設等の協力を得て、申請等件数も増加してきております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の40ページから41ページに記載のとおり、令和5年度の事業評価は、ただいま説明した理由からAといたしました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。

第2款総務費1項総務管理費9目支所及び出張所費ですが、主なものは、1節報酬及び3節職員手当等4節共済費であり、これは、三笠支所と大川出張所の会計年度任用職員2名分の人件費であります。

次に、説明書は38ページ、明細書は18ページを御覧ください。

第2款1項15目諸費10節需用費は、自衛官募集事務用事務用品等の購入費用であり、18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県防衛協会の会費であります。

次に、説明書は41ページ、明細書は20ページを御覧ください。

第2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、7節報償費は、マイナンバーカード交付事業事務に係る、先ほど説明いたしました施設等による申請サポートや代理交付等に関する謝金であり、11節役務費は、戸籍住民基本台帳事務、マイナンバーカード交付事務、旅券発行事務に係る郵便料、電話料のほか、キャッシュレス決済253件の手数料1,295円とコンビニ交付手数料1,545件18万765円及び複合機器の処分手数料であります。12節委託料は、マイナンバーカード等券面印刷システム保守業務委託ほか4件であります。令和5年12月に議決いただきました戸籍情報システム改修業務等については、令和6年度に明許繰越しております。13節使用料及び賃借料は、証明書コンビニ交付システム使用料であり、17節備品購入費は、令和6年度の機構改革に合わせて、市民課で使用する市長印を購入する必要があったことから、備品購入費を新設し、10節需用費、消耗品等から所要の費用を流用して市長印を購入しました。18節負担金、補助及び交付金は、証明書等自動交付サービスにおける地方公共団体情報システム機構負担金ほか3件の負担金であります。

次に説明書は43ページ、明細書は23ページを御覧ください。

第3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定と施設勘定へそれぞれ繰り出したものであります。

次に、説明書は45ページ、明細書は24ページを御覧ください。

4目国民年金費は、国民年金法及び政令の規定に基づく法定受託事務とそれ以外の協力・連携事務を行うための費用であり、人件費が主なものであります。

次に、説明書は46ページ、明細書は24ページから25ページにかけて御覧ください。

8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者広域連合への共通経費及び療養給付費に対する負担金であり、27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

歳入について、決算に関する説明書で御説明いたします。

12ページにお戻りください。

第13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料は、市民課及び三笠支所並びに大川出張所分の証明書発行手数料であります。

次に、14ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項国庫負担金2目民生費国庫負担金のうち当課所管分は、国保保険基盤安定負担金であり、国保税保険者支援分に係る国の負担分であります。

同じく、第14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち当課所管分は、マイナンバーカード交付事務費であります。

16ページを御覧ください。

3項委託金1目総務費委託金は、自衛官募集事務費と出入国管理及び難民認定法に基づく在留外国人の管理に資することを目的とした中長期在留者住居地届出等事務費であります。

2目民生費委託金のうち当課所管分は、国民年金事務費であります。

第15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金のうち当課所管分は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び国民健康保険医療基盤安定負担金であり、いずれも保険税等軽減

分としての県負担金分であります。

次に、20ページを御覧ください。

3項委託金1目総務費委託金のうち当課所管分は、市町村権限移譲交付金であり、人口動態調査事務費と旅券事務費であります。

次に22ページを御覧ください。

第16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金で、当課所管分は高額療養資金貸付け基金利子であります。

23ページを御覧ください。

2項財産売払収入2目物品売払収入は、三笠支所で使用しておりました公用車1台を売り払ったものであります。

26ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち当課所管分は、後期高齢者医療広域連合一体的実施事業業務委託料と市民課、三笠支所及び大川出張所のコピー使用料のほか、会計年度任用職員の雇用保険料が主なものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の12ページ、コンビニによる証明書の交付が事業の成果、下から二つ目の箱のところによりますと、住民票が1,000件、印鑑登録証明が545件あったということですが、またその費用、手数料については先ほど確か18万円という報告があったかと思うんですが、私の印象では、非常に費用対効果としては安いのではないかと思って、それはいいことだと思ってます。

つまり、この住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニでの手数料は幾らであり、手数料じゃなくて、実際に市民がコンビニの、コピーマシンですけれども、そこでお支払いする金額は幾らであって、それは市役所の受付カウンターでお支払いするのと同じかどうかを確認させてください。

平田市民課長

コンビニで受け取る際の交付手数料についてですが、市役所で支払っていただく同額の200円であります。

白石純一委員

であればですね、現在、約2割弱のこの住民票と印鑑登録に関しては2割弱の方がコンビニで受けられているということで、これがより促進されれば、当然市役所の窓口の労務は費用は下がるわけです。

したがって、このコンビニでのお支払いの料金、自治体によってはかなり安くされているところもあるようですが、そうした試みによって市役所での労務費を下げることにつながらないのか。そうした分析、検討はなされていないでしょうか。

平田市民課長

市役所での労務が減るのではないかというお尋ねだと思っておりますけれども、それにつきましては、コンビニでの交付は、確かに住民票と印鑑証明の交付は減ってきております。

ただ、戸籍に関してですね、令和6年3月から広域交付というものも始まっておりまして、市外にある戸籍についても発行できるようになっておりますので、これまでやっております業務量よりさらにそこが増えてきている状況にあります。

手数料についても増えてくるのではないかと考えているところです。

白石純一委員

すみません、よく分からなかったんですけども、少なくともまず、この住民票、印鑑登録証明書については当然コンビニで増える分、その手続は、市役所の窓口は業務が減るということは間違いないですよ。

[平田市民課長「はい」と呼ぶ]

では、そのように理解してますので、当然その分、ことについての労務費は減るわけです。

で、かつ、今おっしゃったわけですけども、戸籍抄謄本も今後市外で取れるようになるということであれば、その部分も減るのではないんですか。

平田市民課長

以前は、阿久根市に本籍がある人のみ、市役所の窓口で交付していることになってたんですけども、今は市外に本籍がある方のものについても、窓口に来られると取れることになりますので、そういった手数料も阿久根市で受け取ることになりますので、そういった手数料が増えてくるかとは思っております。

白石純一委員

そうしたことをですね、プラスマイナスはあると思うんですけども、そうしたことを分析し、細かく分析して、例えばこのコンビニの料金を下げることによってそれが促進され、市役所の労務費を下げることができるということは、当然考えられることだと思うんですが、そうしたその分析はされていないんでしょうかということです。

平田市民課長

白石委員がおっしゃるのは、コンビニ交付では市役所の労務がかからないので安くできるのではないかとされていることだと思うんですけども、そのコンビニ交付をするためには、J-LISというところに117円負担金を、1通当たり払うことになりまして、市に入ってくるのは、その差額の73円になります。

なので、今の価格は決して高いものではないんじゃないかと考えているところです。

白石純一委員

それはね、計算してみないと、労務費も加えて計算してみないとはっきり分からないんですから、最初から計算しないで、と思われるということでは、せっかくこのDX、市民の生活をより楽にして、かつ市役所の業務もできるだけ減らす、これがDXの本来の在り方だと思うので、こうしたものを導入したことによって、かえって市役所の経費が上がるというのでは本末転倒だと思うんですよ。

そうしたことをしっかり分析して、より経費のかからないようなための、そして市民や市役所の働く方がより労務の負担が少なくなるようにするのが本来のDXですので、そうしたことが何かこう、置き去りにされているような印象を受けますので、その辺りをしっかり分析、また改善していただければと思います。

次の質問ですけど、今おっしゃった戸籍謄本・抄本等は6年3月から本籍地以外の市町村窓口で請求を行えるということですが、これはコンビニではできないということですか

ね。

平田市民課長

阿久根市においては、まだコンビニ交付ではできない状況になってます。

白石純一委員

他の自治体ではそれを行っているところがあるということですか。他の自治体でやっているということは、それなりに、やはり利用者への利便性、また先ほど申した自治体の業務の労務の削減につながっているという総合的な判断がなければ、そうしたコンビニ、こうしたコンビニ利用は進まないと思います。

現在、それがどんどん進んでいるということは、メリットが利用者にも、発行する役所にもあるということですので、検討が速やかに必要だと思うんですが、何か検討するに当たり、デメリットということは想定されるものはあるんでしょうか。

平田市民課長

コンビニ交付をするためには、コンビニのそのシステムの開発費用がかかりますし、J-LISというそのコンビニ交付をすることを取り仕切ってるって言ったら変な言い方ですけれども、そこに負担金をまた出すことになります。そういった費用が多額であるため、ちょっとここに計算式は持ってませんけれども、多額になるため、今、見合せているところです。

また、令和6年3月から、市外での戸籍も取れるという、窓口で取れるということになったので、今、そこは検討課題として残されていたところです。

白石純一委員

ただ、広がっていきつつあるということは、それだけ利用者にとっても役所にとってもメリットがあるから広がるわけであって、そういうメリットがなければ広がらないと思いますので、その辺りは十分分析して、より利用しやすいように、お互いにとってですね、いいように御検討をよろしくお願いします。

竹原信一委員

すいません、今のところなんですけども、これは、コンビニ交付システム使用料79万2000円、証明書自動交付サービス運営負担金221万円、何台分という、そのコンビニで使う装置の何台分、1台幾らになるのかという話は、ちょっとそこら辺説明してください。

平田市民課長

この負担金は1台当たりとかっていうことではなくて、全国のコンビニで使えるので、そのシステムに加入するための負担金となっております。

竹原信一委員

両方が、この合わせた金額、およそ300万円で、年間ですかこれは。毎年幾ら払うというのはあるんですか。

平田市民課長

上から2つのコンビニ交付システム利用料と、その下の自動交付サービス運営負担金、この2件、300万円分は毎年必要です。

そして1番下の1件当たり117円というのは、市民から頂いた手数料の一部として頂いているところです。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書13ページの個人番号カード交付事業なんですけど、交付率が83.81%、

今度の5月末では84.49%まで上がっております。

交付率向上のためにいろんなことをやっておるんですが、これが大体県内の位置づけですね、83.8%ってどの辺りなんでしょう。いい方なんですか、悪い方なんでしょう。

中園市民課長補佐兼住民年金係長

何番目あたりかというようなことでの質問だったかと思います。

19市中でいきますと、3年度あたりまでは結構上位にいたんですけども、4年度、5年度にかけまして、5年度が12番目ということで、19市中ですね12番目ということで、ちょっと下がってきている、19市の中では下がってきてるような状況になっております。

竹之内和満委員

とにかく、最初、とても交付率は阿久根市は高かったと思うんですが、そういうふうにながってきたということは何か問題があるんでしょうか。

中園市民課長補佐兼住民年金係長

ここにつきましては、県内、このマイナンバーカードの交付率を上げようということで、国も結構補助金などをつけまして、交付率を上げるための対策をしろというようなことでありまして、プレミアム付き商品券やら何やらの交付なども絡めて、ほかの自治体などはそういう対策をされたところが多かったかと思うんですけども、当市におきましては、そういうプレミアムなどについての対策をしなかったといったところで、それまでの間、3年度まではかなりの交付率があったというのは、各集落をまめに回ったりとかしながら交付率を上げてきていたところだったんですが、ほかの自治体のところが、そのようなことをされて、逆にほかの自治体が上がってきたので、うちが相対的に下がってきたというような、ちょっと当市としては若干頭打ちのところに対してほかのところが伸びてきたということで、このような順位になっているんじゃないかと考えております。

平田市民課長

付け加えまして、昨年12月に補正いただきました施設等への出張サービスとかですね、そういうのにも力を入れてきておりまして、8月末では87.54%と、かなりまた上のほうに位置してきて、ちょっと順位は出ておりませんが、見る限りでは上位のほうに食い込んできているのだと考えております。

竹之内和満委員

ぜひ引き続きやってもらいたいんですが、もう一つあります。

マイナンバーカードを保険証として使っている割合はどのぐらいなんでしょう。

平田市民課長

3月時点での国保におけるマイナンバーの使用率は9.16%になっております。

竹之内和満委員

実際、今、別に保険証があるわけなんで、そっちをやっぱり使う人が多いということでしょうか。

それで、マイナンバーカードをできるだけ使うようにという、そういう働きかけというのは何かやってるんでしょうか。

平田市民課長

7月末に保険証の切替えをやったんですけども、そのときに、そういった広報のためのパンフレットを各被保険者の方に通知しておりまして、また、広報等でも周知しているところであります。昨年、今年、引き続きやっております。

川畑二美委員

成果説明のですね、私は14ページなんですけど、保険給付事業について、はい。

濱田洋一委員長

特別会計ですので、次のときをお願いします。

川畑二美委員

市民課になってますけど。はい。

濱田洋一委員長

この左上のほうに、国民健康保険特別会計勘定ですので、次にまた質問していただければ。

川畑二美委員

今の竹之内委員のお話の中で聞いて、個人番号、マイナンバーカードの件なんですけど、4月末で、今、これは前年度もパンフレットと広報されたんですけど、使用料は9.16%と言われたんですけど、3月末でですよ。はい、おっしゃったのがですね。結局、皆さんの保険証を個人のマイナンバーを使用しないで保険証を使うということになってるんじゃないかなあとあって、83.8%なんですけど交付率は。しかし、普及率は9.16%、使用量はですね。このことについてはどのような検討をされているんでしょうか。

使用量は9.16%、交付のほうは83.81%、すごい差だなと思ってですね。これは国保だけの話ですか。

濱田洋一委員長

マイナンバーの使用率の9.16%ですよ。

〔川畑二美委員「そう」と呼ぶ〕

使用量じゃなくて使用率ですね。

川畑二美委員

使用率ですね、はい。結局100%に、阿久根市は12番目ですから、持ってない方々もたくさんいらっしゃると思うんですけども、その方々への何か、普及とか何かされてるっていうことは、どのようなことをされてるんでしょうか。

濱田洋一委員長

先ほどですね、竹之内委員の質問の中において、令和5年、本年7月、それぞれいろんな案内を、案内文を入れて市民の方々に御利用いただけるように取り組んでいるということで市民課長から答弁がありましたけれども、もう一度そこら辺を具体的にということですか。

〔川畑二美委員「はい、具体的にお聞きしたい」と呼ぶ〕

平田市民課長

これまでやってきております、パンフレットの配布であったり、広報ホームページを通じて、さらに広報活動に努めてまいりたいと思っております。

白石純一委員

私が申し上げた成果説明書の12ページでですね、先ほど私の後に竹原委員が質問した件、あるいはこの経費のところ私よく見てなかった、申し訳なかったんですが、これだけの経費がかかりということは、ある程度規模の大きな自治体で請求する数が増えれば、市役所の経費としてのメリットはあると思うんですが、今の段階では2割弱ということは、その数の問題で、なかなか経費的に削減が厳しいというような理解でよろしいでしょうか。

平田市民課長

おっしゃるとおりであります。

白石純一委員

であればですね、2割弱のことを10割近くに増やす努力が必要になってくると思いますが、さほど市民には、コンビニに行ってあの機械を使えば使えるよというのは分かるんですけども、まだ余り市民には浸透されていないと思います。それは努めていただきたいのと、これを導入して、したことによって、市役所のその費用的なメリット、あるいは費用的なメリットですね、それは今のところ、導入する前よりも、経費、そしてこう入ってくるお金、手数料のプラスマイナスでは、以前よりデメリットになっているというふうに判断されているのでしょうか。

平田市民課長

手数料については、若干ですけれども伸びてきております。ただ、それが一概に、どういうふうな理由で伸びてきているかというところは分かりませんが、経費的っていうよりも、市民サービスの向上のためにコンビニ交付を始めておりますので、こういった費用がかかりますけれども、今後、市役所の業務としては、それほど差はないかと思うんですけれども、市民サービスの向上のために今後も継続していきたいと考えております。

渡辺久治委員

成果説明書の14ページ、保健給付事業。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

特別会計ですので、また次のときをお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号の審査を一時中止します。

委員の皆様方にお知らせです。

今度は第2号、特会の第2号国民健康保険特別会計ですので、そちらをお開きください。

〔竹原信一委員「あのさ、住民票交付にこっち使うと」と呼ぶ〕

竹原委員、委員会中ですから。

〔竹原信一委員「1件」と呼ぶ〕

委員会中ですので、よろしく申し上げます。

〔発言する者あり〕

このままで休憩いたします。

(休憩 午前10時42分～午前10時43分)

○認定第2号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

〔税務課入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第2号を議題とします。

市民課長に説明を求めます。

平田市民課長

それでは、認定第2号について御説明いたします。

初めに、主要事業成果説明書について主なものを説明いたします。

14ページをお開きください。

国民健康保険は、県が財政運営の責任主体となり、県と市町村が共同で運営を行っております。

市が行う業務といたしましては、国保資格の異動処理や転入・転出の際の処理、疾病・負傷に関する保険給付、出産育児一時金、葬祭費の支給等に係る事務を行っております。

保険給付事業の実施状況については、成果説明書に記載のとおりであり、令和5年度の国保の加入世帯は年度平均3,042世帯、被保険者数は年度平均4,499人となっております。事業の成果欄にありますように、阿久根市の人口のうち約24.2%が国民健康保険の被保険者であります。また、被保険者の53.8%が65歳から74歳までの前期高齢者となっているところであります。なお、前年度と比較し、国保加入世帯数で95世帯、被保険者数では160人と、それぞれ減となっております。

保険給付費は、前年度比2056万5523円の減となりましたが、1人当たりの医療費は56万4936円となり、前年度比2.73%の増となりました。現状と課題の欄のとおり、一般会計からの法定外繰入金は、令和3年度、4年度、2年連続ゼロでしたが、令和5年度は2,890万円が必要となりました。人口減に伴い国保加入者数も減少、高齢者の割合の増加、令和5年度においては、被保険者の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少、保険税の収入が伸び悩んだことや特別調整交付金の減少などが理由として考えられます。1人当たりの医療費は増加していることから、医療費の適正化や保健事業への取組をさらに進めていく必要があります。

15ページを御覧ください。

保険事業は、国保加入者の健康管理や医療費の抑制を目的としており、実施状況については、事業実施状況に記載のとおりであり、特定健康診査受診者1,710人、特定保健指導受診者71人となりました。

事業の成果欄に記載のとおり、特定健診受診率向上対策に取り組み、令和5年度の特定健診受診率は、速報値で前年度より0.2ポイント上昇し50.5%と増加しましたが、特定保健指導については目標値の60%に届かず51.1%となりました。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の18～19ページに記載されており、令和5年度の事業評価は、ただいま説明した理由からCとなっております。また、同じく、まちづくりビジョンの取組状況24～25ページに記載されておりますジェネリック医薬品の使用割合は、目標値80%に対し87.9%となったことから、評価はAとなっております。

次に、特別会計の決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

事業勘定の歳出から説明いたします。

決算に関する説明書は6ページ、事項別明細書5ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費やレセプト点検事務会計年度任用職員の報酬、被保険者証の郵送に係る役務費などが主なものであり、備品購入費につきましては、国保総合システム用機器4台と指静脈認証装置1台の購入費であります。

2目連合会負担金は、国保連合会の負担金であります。

2項1目賦課徴収費は、保険税の賦課徴収に係る経費であり、郵便料、窓口収納手数料などの役務費が主なものであります。

事項別明細書6ページになります。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費で、運営協議会委員報酬や費用弁償が主なものであります。

第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の支出済額18億6147万4782円は、前年度比1357万9423円、0.72%の減。

3目一般被保険者療養費の支出済額1422万7479円は、前年度比25万9981円、1.86%の増となりました。

決算に関する説明書7ページになります。

5目審査支払手数料は、レセプト審査支払手数料やレセプト電算処理手数料であります。

2項1目一般被保険者高額療養費の支出済額3億28万6229円は、前年度比291万9190円、0.98%の減。

事項別明細書は7ページ、4項1目出産育児一時金は10件分、5項1目葬祭費は41件分をそれぞれ支出いたしました。

第3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は医療費の負担のため、2項後期高齢者支援金分は後期高齢者医療制度を支援するため、決算に関する説明書、事項別明細書ともに8ページに移りまして、3項介護納付金分は介護保険制度を支援するために支出したものであります。

第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、備考欄に記載のとおり特定健康診査業務ほか2件の委託料であります。

2項1目疾病予防費は、はり・きゅう助成及び人間ドック助成補助金であります。

2目国保ヘルスアップ事業費は、特定健診の結果で生活習慣改善の必要な方への特定保健指導により、国保加入者の健康づくりへの意識向上及び糖尿病重症化予防を目的とする事業であり、訪問指導や受診勧奨を行う会計年度任用職員の報酬のほか、備考欄記載の委託料が主なものであります。

決算に関する説明書、事項別明細書ともに9ページになります。

第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和4年度分の療養給付費等負担金等の交付確定に伴う国への精算返納金です。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、大川診療所の運営等に係る国の特別調整交付金分を繰り出したものであります。

以上で歳出を終わり、次に、事業勘定の歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は3ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。

第1款国民健康保険税の収入済額は3億4948万9651円で、全体の収入率は79.5%であり、前年度比2.1ポイントの増、現年度課税分が95.2%で0.2ポイントの減、滞納繰越分が10.5%で3.1ポイントの減となりました。

説明書は4ページ、事項別明細書は2ページになります。

第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、保険給付費に要する費用に対して交付される普通交付金と市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される特別交付金であります。

第7款繰入金については、先ほど説明したとおりであります。

事項別明細書は3ページになります。

第9款諸収入4項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る納付金であります。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。

初めに、主要事業成果説明書18ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の施設勘定は、大川診療所に係る経費であります。

大川診療所の1日当たりの平均患者数は、令和5年度は3.6人であり、昨年度と比較して0.3人減少し、年々減少傾向にあると記載したとおりであり、現在もこれまでどおり、2医療機関と診療業務委託契約を締結し、週5日の半日診療を実施しております。

今後も、大川地区の医療拠点としてさらに利用促進を図っていく必要があります。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は12ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、看護師の会計年度任用職員の報酬等ほか、備考欄に記載の委託料6件と事務室エアコンの備品購入が主なものであります。

第2款医業費1項3目医薬品衛生材料費は、医薬品等の購入費であり、4目検査等業務費は、診療業務の委託料が主なものであります。

事項別明細書は13ページを御覧ください。

第4款基金積立金1項1目基金積立金は、令和4年度分繰越金の2分の1と診療所基金の運用利子分を積み立てたものであり、令和5年度末における基金残高は、270万7102円あります。

第5款公債費は、診療所建物に係る市債償還金の元金・利子分であります。

なお、診療所改築事業債の償還については、令和5年度をもって終了となりました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は11ページ、事項別明細書は10ページにお戻りください。

第1款診療収入の収入済額908万2365円は、前年度比10.2%の減となっております。診療収入のうち2項4目の後期高齢者医療保険からの診療報酬収入が55.39%を占めております。

事項別明細書は11ページをお開きください。

第6款繰入金2項1目事業勘定繰入金は、診療所の運営に係る国の特別調整交付金分を事業勘定から繰り入れたものであり、3項1目一般会計繰入金は、診療収入で不足する財源を一般会計から繰り入れたものであります。

以上で認定第2号についての説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

川畑二美委員

すいません。成果説明の14ページです。

保険給付事業について、3,042世帯で4,499人で、先ほどちょっと私も説明を、ちょっと聞き漏らしたんですけど、24.4%って言われたですかね。あの、加入率がですね。1万8000人の9,000世帯ぐらいあると思うんですけど、そのほかの方々っていうのは、後期高齢者と社会保険に入ってる方々だと思ってしまうんですけど、結構、保険料が高いというこ

とを私のほうに聞こえてくるものですから。24.4%って先ほど課長言われたですかね、ちょっとその辺をもう1回確認したいんですけど、よろしくお願いします。

濱田洋一委員長

加入率ということでよろしいですか。

〔川畑二美委員「はい、加入率で、はい」と呼ぶ〕

平田市民課長

先ほど説明申し上げましたように、被保険者数は4,499人となっており、阿久根市の人口のうち24.2%が被保険者で、国保の被保険者でありますと説明いたしました。

川畑二美委員

24.2%の方々ってということをおっしゃったんですけど、この中で、結構、お支払いができないとかいう滞納者とかいう方々は、どのぐらいの方々がいらっしゃるのでしょうか。

新町税務課長

国民健康保険税を滞納されてる方を言いますけども、現年度分と滞納繰越分、過年度分を含めまして1,259世帯になります。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

渡辺久治委員

同じく14ページですね、現状と課題の下のところで、特別調整交付金の減により2,890万円の法定外繰入金が発生したということなんですけども、医療費の適正化によってまた解消せないかんというふうに書いてあると思うんですけども、この辺もちょっと文言が難しくてよく分からないんですけども、どのようにこう適正化、じゃあ今現在、適正ではないということになるんですけども、その辺のところを教えてくださいませんか。

平田市民課長

医療費の適正化といわれますのは、過剰に医療機関を受診するとか、重複・多受診をすることによって、また、重複して薬を頂くとか、そういうことをなくすように努力していきたいというふうにして保健事業に取り組んでおります。

渡辺久治委員

要するに、この保険料が無駄に使われているという、そういうことですかね。いろんなこの薬とか、そういうのをダブったりとか、そういうことですか。何か判定基準があるんですかね、特別交付金の減ということになったのは、そういう何か判定基準で、そういう保険料が無駄に使われているというようなあれがあったのかなと僕は思ったもんだから聞くんですけど。

分かりやすく、どういうふうに市民の方に説明したらいいかなと思って。無駄になっているんですけども、そういうことを言わないかんわけですよ。

川邊国保係長

特別交付金の減の要因ということでのお尋ねかと思います。

この特別調整交付金というのが、災害その他特別の事情がある都道府県に対して交付されて、そこから市町村にも下りてくるものなんですけれども、内容としてはいろいろ、例えば僻地診療所の運営をしたりとか、その他、結核精神の医療費が多いことなどに応じて市町村に交付されることになってくるんですけども、今回、被保険者数自体が減っている関係で、そっちの経費も減少した関係で、今年度の特別調整交付金が減少したというところで、そういったところで特別調整交付金自体が減少したということになります。

その医療部分での部分が、ここにペナルティで入ったというわけではないです。この特別調整交付金で。

渡辺久治委員

であれば、これはちょっと解消しようがないということになるんじゃないですか。

濱田洋一委員長

渡辺久治委員、今、何ですか。

渡辺久治委員

解消しようがないのではない、まだ減りますよね、これは。と思いますけど。

濱田洋一委員長

ただいまの渡辺委員の質問は、この特別調整交付金の減について。

渡辺久治委員

その原因が被保険者が減ってくることにより減ったということであれば、これは適正化というよりはこれはもうどうしようもないと思うんですけども、いかがですかということです。

平田市民課長

先ほど申し上げましたけれど、医療費の適正化というのは、多受診、多く受診するとか、頻回受診、そういったものをチェックして、そういったことをなるべくやめていただくような保健指導をしていく必要があるということで保健事業に取り組んでおります。

渡辺久治委員

先ほど言ったこととちょっと違うと思うんですけど、多受診がということですね。そしたら。もしほら、年寄りが病院にみんな行くという、そういうことが、ということですか。

平田市民課長

そういうことではなくて、こちらの医療機関にも行き、同じような病気でまたこちらの医療機関にも行くっていうような多受診です。多く行く回数ということではないです。

渡辺久治委員

それは別に健全ではないとは思いますが、健全であると思いたんですけど、それはですね。だから、それはもう、これは適正化にはならないと思いますけれども。

いいです、これは終わります。

牟田学委員

成果説明書の14ページ、加入者の被保険者世帯数が3,042世帯、その中で先ほど新町課長が延滞しているところが千何世帯と言われたんですが、世帯数で言えば3分の1ですよ、が延滞していると。何かこれに対して対策を行っているんですか。

新町税務課長

先ほど述べました1,259世帯、これにつきましては現年度分と滞納繰越分を合わせて1,259世帯ということになります。

昨年度、現年度分につきましては579世帯が滞納してる方になってくるんですけども、一応、窓口で納税のお願いというか、催促、督促を送って、納税相談にこられた方とかですね、徴収を定期的に行って、納税のお願いを今行っているという状況になってきております。

どうしても、やっぱり前年度の所得に対して今年度、納税額というのはまた決まってくるものですから、どうしてもちょっと会社を退職したという人とかですね、事業がちょっ

と不信で、今年はちょっと難しいという方もいらっしゃると思いますので、そういう方たちに対して分納の相談とかですね、そういうところで納税の相談を承ってるっていう状況になってきております。

牟田学委員

滞納が長くなったりすれば、保険証を使えなくなるとか聞くじゃないですか。そこあたりはどのようにしてるんですか。

新町税務課長

資格者証は出してないんですけども、短期で1月分とか2月分に分けて発行してるんですけども、その方たちに対して、定期的に窓口に来ていただきまして、幾らか分納税して、そこで保険証を発行してるという状況をとっています。今のところですね。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔牟田学委員「了解です」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第2号の審査を一時中止します。

この際暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時10分～午前11時20分)

○認定第5号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第5号を議題とします。

市民課長に説明を求めます。

平田市民課長

認定第5号について説明いたします。

初めに、鹿児島県の後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、県内の75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害があり認定された方を被保険者として運営されております。

令和5年度末の本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,603人で、前年度末より21人の増となり、人口に占める割合は25.1%で、被保険者のうち障害認定者数が56人となっております。

医療費の窓口負担割合は、基本的に1割ですが、令和4年10月から一定以上の所得のある方、75歳以上の方は、現役並み所得者、窓口負担割合3割を除き、2割となりました。

この後期高齢者医療特別会計は、歳入の後期高齢者医療保険料と軽減分の保険基盤安定繰入金を含めた一般会計繰入金を、歳出では後期高齢者広域連合への納付金として支出しているのが主なものとなっております。

決算に関する説明書は32ページ、事項別明細書は33ページを御覧ください。

それでは歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療事務に係る消耗品等の需用費、被

保険者証の郵送に係る役務費が主なものであります。

2項1目徴収費は、徴収事務に係る郵便料、手数料等の役務費のほか、保険料等の還付に係る償還金利子及び割引料が主なものであります。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、備考欄記載の被保険者保険料ほか2件を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書、事項別明細書とともに31ページをお開きください。

第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料の収入済額2億3998万7880円は、収入率約98.96%であります。

次に、第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財政措置であり、被保険者の世帯の総所得金額等に応じて、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が判定した結果により軽減された保険料につきまして、県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担し、保険基盤の安定を図るものであります。

以上で認定5号についての説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第5号の審査を一時中止します。

〔市民課及び税務課退室、福祉課入室〕

○認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第1号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長に説明を求めます。

尻無濱福祉課長

認定第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書19ページをお開きください。

第3款民生費1項2目心身障がい者福祉費の障がい者自立支援介護給付事業は、自宅や施設、通所において、日常生活における介護支援を行う事業であり、事業実施状況欄に記載の居宅介護事業など8事業について実施しました。

次に、20ページの障がい者自立支援訓練等給付事業は、身体機能の向上や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業であり、自立訓練をはじめ4事業を実施しており、成果につきましては事業の成果欄のとおりです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の22ページに記載されており、令和5年度の事業評価としましては、令和5年度の実績が目標値を下回っていることから、D評価となっております。

次に、23ページになりますが、障がい児通所支援事業は、障害を持つ未就学児や就学中の児童を対象に、集団生活への適応訓練等を支援するものであり、療育等の支援を行い、発達支援の充実が図られました。

事業実績につきましては、事業実施状況欄のとおりであり、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障がい者福祉の充実②にも記載しているところです。

次に、24ページの子ども発達支援センターこじか管理事業は、児童発達支援センターこじかの運営について、社会福祉法人青陵会を指定管理者とし、実施しているものであります。同センターでは、早期の療育が必要な未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練及びサービス利用に当たっての連絡調整や、支援利用の計画作成事業を行っています。

次に、26ページの障がい者自立支援医療費等事業は、身体障害者等で通院による治療を継続的に必要とする方を対象に、医療費の本人負担額が原則1割となる事業であり、給付実績につきましては事業実施状況欄のとおりです。

次に、27ページの地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業や地域活動支援センター事業など9事業を実施し、障害者が自立した日常生活や社会生活を営み、地域で安心して暮らすことのできる環境づくりが図られました。

次に、28ページの障がい者等よか活動支援事業は、障害者等が余暇活動に取り組む際の経済的な負担を軽減することで、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、余暇活動に必要な用具の貸出しやサービスの利用及び購入に係る経費の一部を助成するもので、令和5年度は貸出用の電動車椅子とスポーツ入門用の車椅子を各2台、計4台購入したものであります。今後は、各種会合での案内やイベント時の試乗会など、広報活動によりこの制度の周知を図る必要があると考えます。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障がい者福祉の充実①にも記載しているところです。

次に、29ページの子ども医療費助成事業は、子供に係る医療費を助成することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持・増進を図ることを目的としております。

現状と課題欄に記載のとおり、令和5年度は令和4年度と比較して医療費が増加しており、これは新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが第5類に移行し、行動などの制限緩和により、感染症の流行等が増加したことが一因ではないかと考えているところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の21ページの子育て支援環境の整備①にも記載しているところです。

次に、30ページの放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営であり、令和5年度は、市内9か所で延べ5万6828人の児童が利用しました。

児童数は年々減少している中で、児童クラブの利用者は増加しており、これは共働き世帯の増加なども要因であることから、今後も保護者のニーズを踏まえ、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んでいきます。

次に、31ページの生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、生活困窮世帯の子どもたちに学びの場を設け、学習意欲、学力の向上を図り、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として、学習教室を開設しているものです。

経済的な理由で学習環境面に悩みを抱えている世帯の児童を対象に、第2土曜日を除く

毎週土曜日に中央公民館鶴見分館において学習教室を開催し、令和5年度は延べ91人の参加がありました。

事業の成果としては、令和5年度は令和4年度と比較して参加者数が減少しましたが、これは、令和4年度において中学生が部活動等の影響により参加が少なかったため、令和5年度は対象を小学生としたためであります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の25ページの地域福祉の充実②にも記載しているところです。

次に、32ページの生活困窮者自立相談支援事業は、経済的に困窮している方からの相談に包括的に対応し、関係機関と連携して生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。令和5年度の年間の相談件数は481件で、前年度と比較して若干増加しており、コロナ禍の影響による減収、物価高騰の影響による生計の困難など、資金貸付けやフードバンク・フードドライブの相談が主なものとなっています。事業の成果としては、支援員が他事業へつなぎ、関係機関と連携し、相談者の立場に寄り添った支援を行っています。

次に、33ページの生活保護の扶助事業は、令和5年度の扶助費合計額は2億7989万円で、前年度と比較して1717万5000円ほどの減となっています。保護世帯は減少していますが、相談件数は若干増加しています。現状と課題としては、医療扶助、介護扶助とも減少していますが、生活保護世帯の高齢世帯は依然として多いため、今後さらに高齢化が進むことで、医療扶助及び介護扶助の増加が予想されます。このため、今後は被保護者各人の健康状態に応じ、健康の増進及び管理意識の向上を図るための指導・助言を行う健康管理支援事業の充実が重要となってくると考えます。

34ページと35ページは、児童手当や児童クラブ及び保育所・認定こども園の実績資料になります。

以上で、主要事業の成果説明書での説明を終わり、次に、決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は23ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料をはじめとして、住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金が主なものです。

18節負担金、補助及び交付金7件のうち6行目の民生委員児童委員協議会は、民生委員児童委員の活動に対する運営補助であり、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の24ページに記載されており、令和5年度の事業評価としましては、令和5年度の実績が目標値を下回り、目標に対して実績が約78%であることからD評価となっております。

次に、1行下の住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金は、1世帯当たり3万円の給付金が給付世帯3,886世帯で1億1658万円の支給となりました。

次に、1世帯当たり7万円の給付金が給付世帯3,580世帯で2億5060万円の支給で、次に、住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円の給付金は、給付世帯541世帯で5,410万円の支給。次に、子供加算分で、子供1人当たり5万円の給付金は、給付世帯190世帯、子供359人、1,795万円の支給となりました。

なお、翌年度繰越額2,360万円は、さきの令和6年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金事業分であります。

次に、22節償還金、利子及び割引料は、過年度分の住民税非課税世帯等給付金に係る国庫補助金の精算返納金が主なものであります。

次に、24節積立金は、地域福祉基金の利子分を積み立てたもので、令和5年度末の基金残高は7237万6025円であります。

次に、2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料と扶助費が主なものであり、決算に関する説明書は43ページの1番下の行の12節委託料から44ページにかけての8件の委託料のうち、6行目の相談支援事業及び2行下の地域活動支援センター事業は、長島町と共同で社会福祉法人に障害者等の相談を委託し、障がい者福祉サービス等の利用支援や機能訓練及び社会適応訓練を行うものです。

なお、地域活動支援センター事業の1行下の手話奉仕員養成講座業務と18節負担金、補助及び交付金のうち、6行目のその他研修は手話奉仕員養成研修事業であり、まちづくりビジョンの取組状況の25ページの地域福祉の充実①にも記載しているところです。

次に、決算に関する説明書の44ページから45ページの19節扶助費の28件は、主要事業の成果説明書で説明した障がい者自立支援介護給付事業や、地域生活支援事業の各事業であり、内容は主要事業の成果説明書に記載のとおりです。

次に、22節償還金、利子及び割引料は、令和4年度分の自立支援給付費国庫負担金及び障害児入所給付費国庫負担金の精算返納金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は46ページ、事項別明細書は25ページになります。

2項1目児童福祉総務費は、児童・母子等福祉サービス事務1人及び家庭相談員2人の会計年度任用職員の人件費と子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金及び子ども医療費助成等扶助費が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金のうち子育て世帯生活支援特別給付金は、211世帯、子供353人に、低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、134世帯、子供261人に、子供1人当たり5万円をそれぞれ給付しました。

子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金は、満18歳までの子供のいる全ての子育て世帯への経済支援として、子供一人当たり3万円を給付したもので、給付世帯1,242世帯、子供2,391人であります。

なお、翌年度繰越額151万1000円は、さきの令和6年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金事業分であります。

次に、19節扶助費4件のうち自立支援教育訓練給付事業は、申請があった高等職業訓練促進給付金を2人に給付しました。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の母または父等に支給するものであり、延べ2,184人に支給しました。

ひとり親家庭医療費助成事業は延べ3,517人に、子ども医療費助成事業については延べ2万8361人にそれぞれ助成いたしました。

次に、決算に関する説明書は47ページ、事項別明細書は25ページになります。

2目児童措置費の19節扶助費は児童手当の支給であり、延べ児童数は1万9972人で、対前年度比876人の減となりました。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の職員と会計年度任用職員のフルタイム保育士、短時間保育士、看護師、調理師の人件費及び施設管理費等が主なものであり、12節委託料

は、保育園の一般廃棄物収集業務ほか9件になります。

次に、決算に関する説明書は48ページ、事項別明細書は26ページになります。

4目児童館費は、市内9か所ある放課後児童クラブの運営委託料が主なものであります。

16節公有財産購入費の脇本児童クラブエアコン3台は、令和5年度は利用者が増加したことから、教室内の温度が高く、児童が快適で安心安全に過ごす環境になかったため、新たに空調設備を設置したものであります。

次に、5目保育施設運営費は、市内や市外に入所している保育所等の運営に係る経費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金のうち保育対策等促進事業は、各保育園で実施している延長保育事業等の実績に応じて補助を行い、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところです。

また、2行下の保育環境改善等事業、安全対策事業は、前年度からの繰越で、児童の置き去り防止対策のために、市内の認定こども園2園の送迎バスに安全装置を設置したものに對する補助金であります。

次の保育所等業務効率化推進事業は、保育所等において保育業務に従事する保育士等の負担軽減を図るため、計画記録等の業務のICT化のためのシステム導入等について補助を行ったものです。

次の保育所等給食支援事業は、物価が高騰する中、保育所等における給食について、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等が提供できるよう、保育所等に対し必要な経費について補助を行ったものです。

次に、19節扶助費は、市内の私立保育園と認定こども園の7か所、さらに市外の保育園等の延べ児童数5,616人分に係る保育所等の運営費になります。

次に、第3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護レセプト点検事務会計年度任用職員1人の報酬及び生活保護嘱託医2人のほか、主要事業の成果説明の中で説明した生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業に係る謝金と、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業が主なものです。

次に、決算に関する説明書は49ページ、事項別明細書は27ページになります。

2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であり、主要事業の成果説明書で御説明したとおりです。

次の第4項災害救助費1目災害救助費の扶助費は、令和5年度は市単独分の見舞金が2件あったところです。

以上で歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、他市からみなみ保育園を利用する保護者から納入される保育料で、収入未済額はありませぬ。なお、過年度分の保育所運営費、私立過年度分につきましては、令和5年度中に完納され、収入未済額はありませぬ。

また、保育所運営費同級他市町村負担金は、みなみ保育園に他の市町村から入所している利用者に係る他の市町村の負担金になります。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は5ページになります。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を

国が負担するものであります。

次の児童福祉費負担金は、保育所運営費等の各事業において、3分の1から2分の1の国庫負担金であり、次の児童手当給付費負担金は約3分の2、次の生活保護費負担金は4分の3の国庫負担金であります。

次に、決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は6ページになります。

2項2目民生費国庫補助金のうち社会福祉費補助金は、障がい者福祉サービスに係る地域生活支援事業費の基準額の2分の1の補助金であります。

次の児童福祉費補助金のうち低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、全額が国の補助金であり、その他の各事業は、それぞれの補助率に応じた補助金であります。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は7ページになります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る県負担金であり、基準額の4分の1を県が負担するものであります。

次の児童福祉費負担金のうち保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は事業費の4分の1であり、次の児童手当給付費負担金は、事業費の約6分の1の県負担金であります。

次に、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は7ページになります。

2項2目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業や障がい者福祉サービスに係る地域生活支援事業等にそれぞれ2分の1から4分の1の県の補助金であります。

次の児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金等の各事業において、3分の1から2分の1の県補助金であります。

次に、決算に関する説明書は22ページになります。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

雑入の収入未済額の222万9679円のうち福祉課分は194万6073円であり、これは生活保護法返還金及び徴収金のうち令和5年度に返還が終了しなかったもので、滞納繰越処分を行い、対象者は11名であります。また、不納欠損額4万1261円は、生活保護法返還金のうち、滞納者の死亡に伴い、扶養義務者がいなかったことから、不納欠損処理を行ったものであります。

次に、決算に関する説明書は27ページになります。

第20款諸収入5項4目雑入のうち福祉課所管分の団体支出金は、国保連合会障害児給付費交付金であり、これは、児童発達支援事業に係る給付費として国保連合会から交付されるものであり、心身障がい者福祉費における子ども発達支援センターこじか運営事業などに充当しております。

最後に、雑入は、相談支援事業他団体負担金のほか、記載の過年度分の負担金や返納金等が主なものであります。なお、雑入の9行目、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。

以上で福祉課所管の説明を終わります。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

委員の皆様方に確認ですが、質疑ございますよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

複数ありますね。

それでは、この際暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時57分～午後1時)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑に入ります。

竹原信一委員

成果説明書の28ページ、これの中のスポーツ入門者車椅子、アクティビティ電動車椅子、それから助成、これのそれぞれの各金額を教えてください。

尻無濱福祉課長

購入しました車椅子の内訳につきましては、総額でなっておりますので、後もってお答えしたいと思います。すいません。

〔竹原信一委員「助成がある、これ」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

竹原委員、改めてもう一度質疑をよろしいですか。

竹原信一委員

あとでじゃあその車椅子各単価はともかくとして。助成が1件あったと。助成については幾らですか。

尻無濱福祉課長

用具購入費助成につきましては20万円でございます。

竹原信一委員

今までですね、その電動車椅子の使用実績は。

尻無濱福祉課長

令和6年度から貸出しを実施しておりますけれども、今のところ実績ございません。

竹原信一委員

これを購入を決める前に、市場調査というか、しなかったんですか。レンタルを希望されることがどれぐらい、出そうとか。どうなんですか。

尻無濱福祉課長

調査は行っておりません。

竹原信一委員

他の自治体でのことも調べてもないんですか。調べなかったんですか。

尻無濱福祉課長

自治体名はちょっとお答えできないんですけれども、県内で1自治体ほど同じような事業をしている自治体があったかと思えます。

竹原信一委員

そこの自治体での使用実績、使われているかどうかは調べないでやったわけですか。

尻無濱福祉課長

おっしゃるとおりです。

竹原信一委員

いや、これは見通し甘すぎるでしょ、そもそもが。

スポーツ入門こういうのはさ、持って行って、練習も日頃使うようなやつは持ってないといけないし。

大体これ、レンタルを、これをです、市から借りたときに何日間借りれるんですか。

尻無濱福祉課長

1週間以内です。

竹原信一委員

こういうのを購入して持ってる人は阿久根市内にいるんですか。電動スポーツ用とか、電動アクティビティ用車椅子、あるいはスポーツ用のこの椅子とか持ってる方、購入している方いらっしゃいますか。

尻無濱福祉課長

令和5年度に、この用具購入助成の中で、電動車椅子のほう購入された方が1件ございます。

〔竹原信一委員「それだけ」と呼ぶ〕

それ以外にお持ちかどうかは、ちょっとこちらで把握しておりません。

〔竹原信一委員「ははははは」と呼ぶ〕

川原慎一委員

今のよか活動支援事業、28ページのですね。アクティビティ電動車、1週間借りれて、かつ、ここはゼロ件だったと。用具購入は1件だったということでございます。

貸出しに関しては、今年度からですので、まだ途中ですから、これから先、出る可能性もございますが、これが例えば、1週間ではなく2週間だったり、例えば1週間の梅雨時期だと1週間雨が続いたらもう乗って出ることできないしってということもありますよね。なので、そういったところで臨機応変に、その期間、これ1週間って言っても返却まで入れて1週間なので、実際には、市役所が土曜、日曜とか休みになれば、例えば5日だったりとかって、市民の皆さんお考えになられる可能性もあるので、そこをまた延ばすとか、それによって周知のやり方だったりということを広げることができるのか。4台あるみたいなので、これを回す形であれば、今現状ゼロ件であれば、4台遊んでるということだから、浸透するまではもうちょっと期間を延ばすということはいらないんですかね。

尻無濱福祉課長

こちらの要綱では原則1週間以内としておりますので、市長が特に必要と認める場合は期間を延長することはできます。

川原慎一委員

であれば、そこもいろいろ貸し出す前に、市民の方々いろいろなヒアリングして対応していただければと思うので、そこは、また来年度以降考えていただきたいと思います。

濱田洋一委員長

意見ということでよろしいですね。

〔川原慎一委員「はい」と呼ぶ〕

大田基次委員

事項別明細書の27ページ、3項2目生活保護の扶助費についてなんですが、この不用額

が5,000万円弱位あるんですが、これはなぜ必要なかったのか教えていただけますか。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては、医療扶助とか介護扶助が執行残で残ってる分になります。

大田基次委員

分かりました。

この中でですよ、医療扶助が生活扶助の約3倍になってるんですけど、今度は成果説明書の33ページになりますけど、約3倍ぐらいあるんですね、医療扶助が。これは医療扶助だけでも申請できるということですか。生活扶助と一緒に医療扶助は受けなきゃいけないのか、それとも生活扶助は受けなくても医療扶助だけを申請して受けることができますか。

尻無濱福祉課長

生活保護費につきましては、生活困窮の方に対しまして受給をしますので、その方が必要に応じて、生活扶助が必要だったり、医療扶助が必要だったり、また住宅扶助が必要だったり、それは受給者の方に応じて異なってきます。

大田基次委員

国が4分の3を出してくれるということなんですけれども、残りの4分の1が自治体ということですね。この自治体の中に、例えば施設入所者などの場合には、県が負担してくれますか。

尻無濱福祉課長

そちらの件につきましては、施設入所分が、県のほうが負担するかということですかね。

濱田洋一委員長

そういうこと。

尻無濱福祉課長

それにつきましては、後もってまたこちらでお調べしてお答えしたいと思います。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時11分～午後1時12分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

大田基次委員

了解しました。

濱田洋一委員長

よろしかったですか。

[大田基次委員「いいです」と呼ぶ]

川畑二美委員

今の話に基づいてなんですけど、成果説明の33ページなんですけど、申請件数が21件の中で却下が2件あったんですけど、どのような意味で却下になったんでしょうか。

課長。大変、難しかったら、また後ほどでも。いいですかね。

尻無濱福祉課長

申請却下2件中1件は、境界層適用ケースでございます。もう1件は、申請者から申告したもの以外の収入が調査により発覚したケースであります。

ちなみに、境界層適用ケースというのが、境界層と申しますのが、介護保険のサービス費用の負担額や保険料について、本来の所得段階における負担額や保険料を支払うと生活保護を必要とするんですけれども、それより低い所得段階の負担額や保険料であれば生活保護を必要としなくなる場合に、より低い基準を適用して負担を軽減、免除する措置でございます。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔川畑二美委員「いいえ、ちょっと」と呼ぶ〕

川畑二美委員

はい、委員長。ちょっと分かりづらかったんですけど。

濱田洋一委員長

川畑委員、それではちょっと休憩を挟みますので、そこで具体的に。

〔川畑二美委員「そうですね、はいはい」と呼ぶ〕

休憩に入ります。

(休憩 午後1時14分～午後1時17分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

白石純一委員

成果説明書の28ページ。先ほどから出ていた件、スポーツ、アクティビティ車椅子の件ですけれども、この用具貸出しの対象者ということは、日常的にこういったタイプの車椅子でない、通常の一般的な車椅子を使われてる方が対象だというふうに理解しますが、そのような日常的に車椅子を利用されている方は市内で何名ぐらいいらっしゃるか把握はできてますでしょうか。

尻無濱福祉課長

日常的に車椅子を使用されてる方がどのくらいいらっしゃるかというのは、こちらで把握しておりません。

白石純一委員

それが分からないとですね、どれぐらい需要、先ほどもありましたけど、どういう、どれぐらいの需要があるかも分からないわけですし、その対象者が特定、対象となる方が分かっているならば、そういう方に直接連絡をして、こういうものを使ってみませんかということが出来るわけですので、福祉課として車椅子の利用者がどれぐらいおられるかということは把握してなくてもよいものか非常に疑問なんですけど、その辺りはどうですか。

尻無濱福祉課長

こちらのよか活動支援事業につきましては、白石委員のおっしゃるとおり、どのぐらいのニーズがあるかというのを、やはり把握をしていかないといけないのかなあと思うんですけれども、ただ、今後、広くですね、イベント時に試乗会を開いたりとか、そういった

ことをして周知を図っていききたいなあというのとは考えております。

白石純一委員

イベント等で、もちろん御案内するのは決して悪いことではないと思うんですけど、より効率的、効率よく使ってもらうためにはそうした車椅子の方を対象に、直接働きかけたほうが効果的だと思いますので、その辺りは今後、御検討をお願いします。

次の件ですけれども。同じく成果説明書の31ページ、令和4年度は中学生の参加が少なかつたため、5年度からは対象を小学生に限定したということですが、ちなみに令和4年度は参加者数が、事業実施状況の下のほうの行によりますと、前年度、つまり令和4年度、175人おられたということですが、その小学生、中学生の内訳はお分かりになりますか。

尻無濱福祉課長

令和4年度のこの175名の内訳につきましては、後もってお答えしたいと思います。

濱田洋一委員長

ちょっといいですか。

福祉課長、延べ人数175名ということですが。

〔尻無濱福祉課長「いいえ」と呼ぶ〕

違った。すいません、失礼しました。

白石純一委員

単純にこの数字から見ると、前年度が175人で今年度が91人であれば、その減った数がほぼ中学生の利用だったのかなというふうにも推測できると思うんですが、そうしたときに、本当に中学生がどれくらい少なかったのかが分かりませんし、また、ここにありますように、現状と課題の1番下ですね、中学生が部活動等、午前中開催していると。当然、部活動と時間が重なってしまうから開催時間を柔軟にということですが、したがって、令和5年度、中学生を対象をやめるのではなくて、中学生を対象とするために、例えば、夕方以降の時間に中学生は別途行う、あるいは、小学生もそれにあわせて行うなどのことは、検討はされなかったんでしょうか。

尻無濱福祉課長

この31ページの1番下のほうにも記載したんですけれども、中学生の場合、その部活動が午前中とか時間に重なってしまうということで、その開催時間を柔軟に設定できないかということも検討したんですが、なかなか今度は、講師の確保が難しいということになりまして、令和5年度につきましては小学生のみで実施をしたところですよ。

白石純一委員

講師の方というのは、市内の方でどういう方を考えてられたんでしょうか。

濱田洋一委員長

白石委員、ごめんなさい、もう一度。

白石純一委員

中学生の講師という方は、どういう方を対象に探されたんでしょうか。

濱田洋一委員長

講師の方はどういった方だったんでしょうかということですね。

尻無濱福祉課長

小学生につきましては塾講師なんですけれども、令和4年度の中学生につきましては、

恐らく教諭経験のある方を講師にお願いしてたかと思います。

白石純一委員

その辺りがですね、はっきりお答えになれないということは、本当に、その探し方が十分であったのかどうかというのが疑問に残りますので、また今後、その辺は、もっと積極的にですね、これで中学生の塾というか、こういうせつかく市が行っている学習の機会が受けられないということは、非常に私は問題だと思いますので、その点は善処をお願いします。

高崎良二委員

今の成果説明書の31ページ、今のことでなんですが、ここに来られる対象者の方っていうのは、例えば、個別に案内を出すんですか、それとも募集をするんですかね。

尻無濱福祉課長

令和5年度につきましては、ひとり親家庭のところに案内を送付しております。

高崎良二委員

例えば、それ以外の方で、ここに参加したいとか、来たいとか言われるときはどうするんですかね。

尻無濱福祉課長

この事業につきましては、困窮世帯を対象としたものでありまして、ただ、あまりその困窮というところを前面に出す公募というのがちょっとなかなかできないところもございまして、令和6年度につきましては、今年度は、ひとり親世帯のところと、あと就学援助費給付の対象者のほうに案内を送付したりしております。

高崎良二委員

これはですね、例えば、期間は月曜日と木曜日ってなってますよね。そうしたときに、例えば、生活困窮者とか、そこのひとり親の保護者とかは、通常は仕事があって、この曜日には動けないというのが一つあります。となると、阿久根市内一円を対象にしてるわけじゃない。阿久根小学校・中学校対象じゃなくて、市内一円を対象にした事業ということになると思うんですが、そうした時、例えば、折口、脇本、大川、そこからこの子供たちがここに通うことが可能なのかなと思うんですが、いかがですかね。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃるとおりだと思うんですけども、この夏休み期間中の月曜日と木曜日の取扱いにつきましては、こちらで確認をして、後もって回答してよろしいでしょうか。

〔高崎良二委員「はい」と呼ぶ〕

川畑二美委員

成果説明の30ページ、放課後児童健全育成事業なんですけど、市内で9か所、今ほとんど保護者が働くために、子供たちが児童クラブに行かれるんですけど、今、指導員の方は阿久根市全体で何名いらっしゃるんでしょうか。各クラブで人数が違うかと思うんですけど、全体で構わないので教えていただいてもいいですか。

尻無濱福祉課長

支援員の人数につきましては、手持ちの資料がございませんので、こちらでも後もお答えしたいと思います。

〔木下孝行委員「委員長、今の質問に関係するんですけど」と呼ぶ〕

木下孝行委員

今年の数を聞くということは、決算審査なんで、去年のことに関して我々はチェックをして、改善の話をするわけですから、今年の話を持ち出されても執行部もその資料は恐らくなかなか用意してないと思うんですけど、その質問はちょっと考えて質問してもらうようにしてください。

〔竹原信一委員「今後のことのために会をしてるんじゃないか」と呼ぶ〕

〔川畑二美委員「すいません、あの、休憩で、いいですかね、休憩をお願いします」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

ちょっとお待ちください。

休憩に入ります。

(休憩 午後 1 時30分～午後 1 時32分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

渡辺久治委員

30ページの学童クラブですけれども、現状と課題のところ、児童数は年々減少している中で、学童クラブの利用者数は増加しているということなんですけれども、私も聞いたところですね、この九つのうち、阿久根と脇本が大分増えて、もう狭くなっているという現状を聞きました。その辺は何かならないんだろうかという、去年のあれですね、ということで、現状いかがですか。ちょっとその辺を教えてください。現状を教えてください。

尻無濱福祉課長

まず、脇本児童クラブにつきましては、令和4年度の4月時点では88名だったんですけど、令和5年度は101名となり、12人ほど増えております。

阿久根学童に関してはそんなに。阿久根学童クラブでは、令和4年度が84人、令和5年度が85人となっておりますので、横ばいという状況ではあります。

脇本児童クラブについては、委員のおっしゃるとおり、令和5年度利用者数が増えまして、教室をちょっと改修しまして、旧脇本保育園で実施してるんですけども、部屋を改修しまして対応しているところです。

渡辺久治委員

その脇本児童クラブのことで、ちょっとこういう話を聞いたもんですから。あそこは渡り廊下で行くところがあるんですよね。で、雨のときはですね、横からもう風が吹いてきて、濡れてしまうと、靴下が、児童の。その辺なんか対処してもらえんだろうかという要望があったもんですから、その辺は今、去年の実績を踏まえてどのように考えておられますか。

尻無濱福祉課長

委員の言われる渡り廊下の部分の雨が吹いてっていうところは、市としても、各児童クラブの要望の中で確か上がってきてるものではあるとは思いますが、まだちょっとほかにも急ぎで、優先して補修しないといけない箇所がございますので、そちらのほうについてはまだ対応しておりません。

渡辺久治委員

協本学童クラブは空調もまた入ったようですので、そこら辺も予算を見てですね、要望が上がっておりますので、その辺は要望としてお伝えしておきます。

濱田洋一委員長

ただいまのは御意見、要望ということですね。

〔渡辺久治委員「はい」と呼ぶ〕

大野雅子委員

成果説明書の29ページ、子ども医療費助成事業です。これは、償還払いと現物払いで多分この年はまだやっていらっしやったと思います。県のほうで方針が変わってきて、現物払いに何歳かまでしようという話になってきていると聞いていますが、今どんな感じになってますか。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては、県の発表では、県では課税世帯の未就学児まで現物給付、窓口負担ゼロとするということで発表と聞いているところなんですけれども、市におきましては、今後また条例改正等ございますので、その際に、現在、検討しているということで、今後、県の動向も見守りながら検討しているところです。

大野雅子委員

いい方向に変わっていくことを希望しますが、18歳まで支給するというのは変わらずに、大丈夫でしょうか、そこら辺は。この年も18歳までだったと思いますが。

尻無濱福祉課長

課税世帯の18歳までも現在は自動償還払いで対応しておりますので、そちらのほうは変更はございません。

大野雅子委員

出水はもう全部現物給付にするというのがこの間新聞に載ってたもんですから、阿久根ももうそういう流れができてきたんだったら、どうせ県も、どうせ18歳まで補助しますので、現物給付とする予定はないですか。

尻無濱福祉課長

そちらにつきましては、今後、12月議会等でまた条例改正案等を提案できるかと、そういう予定でございますので、今、検討中ということでお答えさせていただきます。

大野雅子委員

ありがとうございました。良い方向に検討をお願いします。

白石純一委員

成果説明書の32ページ、現状と課題の1行目の真ん中あたりですね、フードバンク・フードドライブの相談が多かったということですが、これは具体的にはどのような相談が多く、それに対してどのような解決策というか、お示しできているのか、あるいは検討できているのかというのは分かりますか。

尻無濱福祉課長

相談につきましては、最も多かった相談は生計に関する相談でございます。やっぱりちょっと生活が苦しいとか、もちろん食料についてもちょっと厳しいのでどうにかならぬかといった相談もございます。またそのほか、精神衛生に関する相談だったり、家族との関係に関する相談といったものがございます。

白石純一委員

私の質問は、それは分かってるんですが、フードバンク・フードドライブに関することとしてはどういった相談があって、それに対する解決策はどのように実施あるいは検討をされているかということをお伺いしています。

尻無濱福祉課長

フードバンクに関する相談につきましては、もうその場しのぎになってしまうというか、ですので、今後どうしても生活が困窮するようであれば、相談のほうから、こちらの生活保護に関する相談のほうに案内をしたりとか、そういった支援をこの相談事業では行っております。

濱田洋一委員長

よろしかったですか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔発言する者あり〕

尻無濱福祉課長

障がい者等よか活動支援事業に係る用具の購入のところで、スポーツ入門用の車椅子につきましては2台で45万7600円でした。1台当たり22万8800円となります。あと、電動車椅子につきましては2台で99万8200円でした。1台当たり49万9100円ということになります。

あと、車椅子の市内の所持者数ですけれども、こちらについては、令和6年の10月末までに補装具制度において交付決定をしている件数でお答えします。車椅子が17件、電動車椅子が1件ということになります。

あと、児童クラブの支援員の人数ですけれども、令和5年度実績で42人ということになります。こちらについてはアルバイトの方も含む人数です。

濱田洋一委員長

ただいま、竹原委員から質問がなされたことに対する答弁ということでございました。

あとの川畑委員の質問も今、お答えになられましたけれども、あと白石委員の質問、そして高崎委員の質問については、後もってまた発言するということですので、御了承願いたいと思います。

竹原信一委員

49万9000円。それが2台で約100万円。スポーツ用のが20何万円です。167万8000円には、計算はどうなります。

濱田洋一委員長

竹原委員、なんですか。

〔竹原信一委員「足し算が合います、どうなってる」と呼ぶ〕

もう一度課長の答弁をいただいてもいいですかね。

〔竹原信一委員「もう1回言いましょうか」と呼ぶ〕

もう一度金額を言うということですね。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

尻無濱福祉課長

スポーツ入門用車椅子が2台で45万7600円。

〔竹原信一委員「45万7600円」と呼ぶ〕
電動車椅子が、99万8200円。

〔竹原信一委員「2台で」と呼ぶ〕

竹原信一委員

実際さ、あそこにあるのをちょっと見たんですけども、充電もされてない状態なんですけれども、貸し出す、風テラスにあるやつ。貸し出すときに、また、それとき、あれを貸し出すときに注意事項とか安全性とかしなきゃいけないじゃないですか。皆さん方はそういう扱いを、持ってきてぼんと置いただけじゃないの、もしかして。

風無濱福祉課長

風テラスあくねに置いてございます車椅子につきましては、この障がい者等よか活動支援事業のポスター、チラシ等も一緒に設置をしております。

竹原信一委員

だからさ、買ったものの性能とか、貸し出すときにここは危ないですよとか、重いですからどうしたほうがいいですよとか、やっぱり普通言わなきゃいけないでしょう。皆さんは、誰もあれ動かしたことがないというような状態で、管理責任があるんだよ。返ってきたものは点検しなきゃいけないんだよ。その体制が全くないんじゃないんですかと言ってんですよ。

風無濱福祉課長

あの電動車椅子につきましては、試乗会をイベントのときに開催したりとか、今年の5月のグリーンフェスだったんですけども、あそこで試乗会を開催しまして、皆さんに試乗していただいたという経緯もございます。

今後、利用したいという方がいらっしゃった場合は、こちらのほうでまた、福祉課で使用上の注意だったり、そういったところを周知をしていきたいと考えております。

〔竹原信一委員「ちゃんと分かってんの」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔竹原信一委員「もう、無理、あれ」と呼ぶ〕

竹原委員、会議中ですので。委員会中ですから、私語は謹んでくださるようお願いいたします。

〔竹原信一委員「ここはさ、何が大事かっていうのをちゃんと考えないと」と呼ぶ〕

〔発言する者あり〕

〔福祉課退室、こども保健課入室〕

次に、認定第1号中、こども保健課所管の事項について審査に入ります。

こども保健課長に説明を求めます。

寺地こども保健課長

それでは、認定第1号中、こども保健課の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について説明します。

主要事業の成果説明書36ページを御覧ください。

出生祝い商品券支給事業については、次世代を担う子供の出生を祝福し、その健やかな

成長を願うとともに、出生祝い商品券を支給することにより育児に要する経費の経済的支援を行い、児童福祉の向上に資すること、また、阿久根商工会議所が発行する共通商品券を活用して、市内店舗での育児用品などの購入を促進するために取り組みました。

事業実施状況、事業の成果、現状と課題については記載のとおりであります。今後も本事業を継続して実施するとともに、対象者のニーズを捉えた制度の在り方について引き続き検討していくこととしております。

主要事業の成果説明書37ページを御覧ください。

母子保健一般事務については、主に、母子保健法の規定に基づき、妊娠、出産、子育て等について適切な指導と援助を行い、あわせて不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、乳児から幼児に対する各種健診や妊婦・産婦に対する各種健診、不妊治療費助成事業に取り組みました。事業実施状況、事業成果、現状と課題については記載のとおりであります。

なお、子育て支援コンシェルジュ事業については、まちづくりビジョンの取組状況の20ページに記載しております。本事業の利用者にアンケートを行い、満足度を集計したところ、90%の目標値に対し、実績値は79%であり、C判定としたところです。

主要事業の成果説明書38ページを御覧ください。

保健予防一般事務については、主に休日、夜間の急病患者に対する受入先病院の確保及び休日、夜間における入院手術を必要とする重症、急病患者の医療体制を確保するため、出水市、長島町及び公益社団法人出水郡医師会とともに必要な措置を講じ、在宅当番医制事業、病院群輪番制事業に取り組みました。事業実施状況、事業成果、現状と課題については記載のとおりであります。今後についても、事業継続により地域住民の命を守るため、また救急医療体制維持のためにも公益社団法人出水郡医師会及び関係市町と共同で取り組んでいきます。

主要事業成果説明書の39ページを御覧ください。

がん対策事業については、予防啓発を図り、早期発見により早期治療を促すために各種がん検診を実施しました。事業実施状況、事業成果、現状と課題は記載のとおり、各種がん検診の状況は41ページに記載のとおりであります。

がんは市民の死亡原因第1位であるにもかかわらず、受診率が低い水準にあることを踏まえ、制度の趣旨や受診方法を分かりやすく周知する方法や受診しやすい体制について、さらに検討・改善していく必要があります。

なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の18ページに記載してあります。受診者数を基準とした評価はB判定としたところです。

主要事業の成果説明書40ページを御覧ください。

予防接種事業については、予防接種法の規定に基づき、感染症予防対策として各種予防接種事業について取り組みました。事業実施状況、事業成果、現状と課題は記載のとおり、予防接種の実施状況は42ページに記載のとおりであります。

令和5年度においては、新型コロナウイルスワクチン接種について、接種株や接種量を誤る接種が発生したため、今後、このような事態が発生しないよう、これまで以上に医療機関や出水郡医師会との連携を強化し、再発防止に努めます。

主要事業の成果説明書41ページ、42ページは、過去3か年における各種健診の受診状況及び予防接種の実施状況になります。各種健診において、令和4年度受診率を上回って

る健診が7種類、下回った健診が5種類となっています。なお、これまで2年に1回実施していた乳がん検診については、令和5年度から毎年実施することとしたところです。

ここで、資料にはありませんが、令和4年における阿久根市の死亡者419人の死因分類を分析しますと、第1位ががんで78人、18.6%、第2位が心疾患、老衰、同数で58人、13.8%、第4位が脳血管疾患で33人、7.9%、第5位が肺炎で20人、4.8%となっております。なお、全国の平成30年から令和4年までの指標と比較し、阿久根市の死亡比が最も高いのは男性で腎不全、次に、急性心筋梗塞。女性で急性心筋梗塞、次に、腎不全となっております。特定健診や長寿健診など各種健診の受診率向上を図り、生活習慣病や重症化予防について市内の横の連携を図りつつ、今後も取り組んでいきます。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、その主なものについて、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は46ページから47ページにかけて、事項別明細書は25ページになります。

第3款民生費2項1目児童福祉総務費のうちこども保健課所管分の主な事項は、7節報償費、18節負担金、補助及び交付金であり、出生祝い商品券支給事業及び妊娠届を出した方や出産した方に対し交付金を支払ったものであります。

次に、決算に関する説明書は49ページから50ページにかけて、事項別明細書は27ページから28ページにかけてとなります。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、職員の人件費のほか、歯科衛生士など会計年度任用職員に対する報酬、妊婦健康診査業務ほか5件の委託料、病院群輪番制病院事業負担金ほか7件の負担金などが主なものであります。7節報償費は、備考欄に記載の6件であり、乳児の各種健診事業に係る医師等への謝金が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち、不妊治療助成事業の補助実績は17件であり、5組の夫婦において出産に至ったところです。

事項別明細書は28ページになります。

2目健康増進費は7節報償費、備考欄に記載の8件であり、各種がん検診時における看護師等への謝金、12節委託料は、県民総合保健センターや鹿児島県厚生農業協同組合連合会に委託し実施した、がん検診業務などを含めた3件の委託料が主なものであります。なお、18節負担金、補助及び交付金のうち、がん患者ウィッグ購入費助成事業については、申請のあった6人の女性に対し、2万円を上限にウィッグ購入費用を助成したものであります。

決算に関する説明書は51ページになります。

3目予防費は、出水郡医師会や県医師会に委託し実施した乳幼児や高齢者などに対する予防接種に関わる費用であります。12節委託料は、備考欄に記載の4件であり、新型コロナウイルス予防接種業務、子供や高齢者に対して実施した個別接種に係る市内医療機関への委託料が主なものであります。

決算に関する説明書は52ページ、事項別明細書は29ページになります。

6目保健センター管理費は、施設の維持管理に要する費用であり、12節委託料は、備考欄に記載の浄化槽清掃業務のほか9件の委託料が主なものであります。なお、外壁打診調査業務については、その調査結果を踏まえ、令和6年度において外壁等改修工事を行うこととしております。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について説明します。

なお、歳入については、決算に関する説明書のみで説明します。

決算に関する説明書の10ページにお戻りください。

第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る保護者負担金であります。

第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうちこども保健課所管分は、保健センター土地占用料であり、保健センターの敷地内にある九州電力株式会社の電柱1本分の占用料であります。

14ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項3目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費が主なものであります。

2項2目民生費国庫補助金のうちこども保健課所管分は、子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金に対する国の補助金であります。

15ページを御覧ください。

3目衛生費国庫補助金のうちこども保健課所管分は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費が主なものであります。

16ページを御覧ください。

第15款県支出金1項3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療事業に係る県の負担分であります。

17ページを御覧ください。

2項2目民生費県補助金のうちこども保健課所管分の主なものは、子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金に対する県の補助金であります。

3目衛生費県補助金のうちこども保健課所管分の主なものは、健康増進支援事業費であり、健康診査等に係る県の補助金であります。

20ページを御覧ください。

3項3目衛生費委託金のうちこども保健課所管分は、医師法関係等の免許交付などに係る市町村権限移譲交付金であります。

27ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうちこども保健課所管分は、団体支出金と雑入であり、後期高齢者医療広域連合からの補助金やがん検診費用徴収金ほか7件であります。

以上で認定第1号についての説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたが、委員の皆さん、質疑ございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時4分～午後2時16分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑に入ります。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書の36ページの出生祝い商品券支給事業795万6000円のうちに、直接この出生時祝い金ではなくて、商工会議所の発行のために使われたお金というのは幾らでしょうか。

寺地こども保健課長

ただいまの質問については、また後ほどお答えをさせていただきます。

白石純一委員

成果説明書のですね、どのページだったのかがはっきり分からなかったんですが、当市の死亡原因の上位のことを言われましたが、もう一度すいません、男女別に教えていただけないでしょうか。

寺地こども保健課長

男性で腎不全、次に急性心筋梗塞。女性で急性心筋梗塞、次に腎不全となっております。

白石純一委員

心筋梗塞というのは確かに様々な、いわゆる成人病の様々な症状から起きると思うんですが、腎不全についてどういう要因で多いのかが分かれば教えてください。

寺地こども保健課長

一般的に高血圧、肥満、糖尿病、高脂血症などが主な要因、これらが複合的に絡み合ったものが要因だというふうに言われているところです。

白石純一委員

腎不全は県内の他市あるいは全国と比べて、阿久根は多いということなんでしょうか。

寺地こども保健課長

阿久根市独自の集計についてはしておりません。ただし、先ほども申しましたとおり、全国の平成30年から令和4年までの指標と比較をした場合について、阿久根市の死亡比が最も高いのが、先ほど申しましたとおり、男性で腎不全、急性心筋梗塞、女性で急性心筋梗塞、腎不全となっているところでございます。

白石純一委員

これらの症状、病気をですね、予防するために、市民にこういうことに気をつけましょうということでも具体的に言われていること、してこられたことはどんなことなんでしょうか。

寺地こども保健課長

阿久根市においては、7月から健診を始めたところではあったんですが、総合健診の案内、特定健診の案内、また、長寿健診の案内等について、市広報紙、あとLINE、各区の区長様方をお願いをした、区長さんを通じた有線放送を通じて受診を呼びかけたところでございます。

白石純一委員

もちろん健診は大事で、それは健診で見つかるのは病気ですよね。その病気にならないために、予防として市民に、こども保健課としてこれまで行われてきたことってというのは、どういう事業というか、試みがあるんでしょうか。

寺地こども保健課長

令和5年度においては健康増進課で、令和6年度についてはこども保健課なのですが、現在、月に1回、参加人数については少ないところではあるんですが、まちの健康相談と

ということで、月に1回ずつ開催をしているところでございます。

あと、今、健診が終わったところ、総合健診が終わったところではあるんですが、現在、こども保健課の保健師、また市民課の保健師で、結果報告会という形で、何と申しますか、健診の結果表に基づいて、一人一人にですね、来られた方なんですが、一人一人に対して保健指導等について行っているところでございます。

竹原信一委員

先ほどのページの下の方にですね、訪問拒否解消の手段という話があるんですけども、訪問を拒否されるというのは、結構な、多いんですかね。

寺地こども保健課長

件数的に決して多くはありません。

〔竹原信一委員「どれくらい」と呼ぶ〕

ただ一定程度、すいません資料の出元については忘れまして。ただ、産後ですね、10%のお母さんについては、産後鬱の症状が見られるということで、これについてはですね、公表されているところです。

現在、阿久根市内においてもですね、家に来てほしくないという方もいらっしゃるの、いらっしゃる。事実ですね。そういった方ですね、話の糸口という形については、有効性は非常に高いものかなと。そこで話をさせていただいて、今後の相談につなげていくという手法についてもとっているところでございます。

竹原信一委員

やっぱりね、こういう事業の有効性を判断する、その材料としてはですね、ここに書いてある訪問拒否解消というのは、何件あるのかがやっぱり分かった上で判断の材料にしないと、全体で1件ありましたっていうのはよくないでしょう。

寺地こども保健課長

令和5年度においては3件程度あったということです。そのうち、こういったものをお配りをすることによって、その後の訪問拒否については解消されている状況でございます。

渡辺久治委員

成果説明書41ページ、過去3か年における各種検診の受診状況というものの、がん検診の上3つをちょっと見てみたんですけども、胃がん検診と大腸がん検診、肺がん検診、3年間大体同じ検診率ですね、受診率をちょっと見たんですよ。

肺がん検診は大体25%、大腸がん検診は13%で、胃がん検診は5%なんですけども、この受診率の違いをどのように考えておられますか。

寺地こども保健課長

まず、肺がん検診についてです。肺がん検診については、6月に市内77か所を回ることから、受診者数については多いというところでございます。

あと、大腸がん検診、胃がん検診については、先ほども言いましたとおり、総合健診、集合健診という形で行います。確かに日数的には20日間かけるところではあるんですが、市内7会場で行うというところで受診率は低いのかなと。あと、胃がん検診については、特に、女性の方によく聞かれるところなんですが、バリウムを飲むということですね、はい、そういう形です。

渡辺久治委員

私も、何回か受けるんですけども、バリウムを飲むんですよ。バリウム飲んで、あれ

がまた下剤を配られて、なかなかこれは出ていかないということで苦労される方がいて、あの検査自体はすごいですよね、クリクリ回って、あれすごいなと、技術もすごいなと思うんだけど、その中でですね、やっぱりそのバリウムを飲んで、後からそのあれがもう出なくて、怖いからしないという人が結構いるんですよ。これだからこういうふうに5%低いのかなと思うんですけど。

ほかにも、例えば、胃カメラというのもあるんですよ。そういう方法もあるんだけど、その辺の検討とか、よその自治体とかはどうなってるかはちょっと分かりますか。

寺地こども保健課長

確かに委員がおっしゃるとおりです。現在、胃がん検診についてはバリウムの方法をとっているところで、胃カメラを飲んで受診する方式に変えられないものかということでも課内で話をしたところだったんですが、そうすると1人に対する時間が多くかかってしまう。あと、えづき、結構、健診に行かれる方についてはよく御存じだと思うんですが、各検診の列にはですね相当多くの方たちが並ぶ形になってくるところです。

あつてはならないところなんですけど、まかり間違って、胃カメラを違うところに入れてしまったりという危険性なんかについてもあるものですから、現在のところについてはですね、何とか我慢していただいて、バリウムで。もし、カメラっていうことでしたら、現在、企業であっても国保であっても、人間ドックに対する助成についても行っておりますので、胃カメラだけは違うところであつていう方法をとっていただいたほうが、もう1番いいのかなと考えてもいるところです。

高崎良二委員

事業成果説明書の37ページのところの不妊治療助成事業というのがありますが、成果として5組の夫婦の出産に至ったという、非常に不妊治療される方にとってはありがたい助成だなあと思うんですが、例えば令和4年度からが15件、令和5年度が17件となっているんですけど、これは例えば令和5年度に向けて、短期間じゃないですよ、この治療というのは。年度をまたぐこともあると思うんですが、これは15件の方が、5年度の中にも含まれているということですかね。

寺地こども保健課長

委員のおっしゃるとおりです。

高崎良二委員

そうしたときに、例えば、医療機関を、多分個別に違うと思うんですが、治療内容によって、金額は多分違ってくると思うんですよ。そうしたときに、その助成の出し方っていうのは、何分の1とかあるんですかね。

寺地こども保健課長

令和4年4月から、不妊治療については原則保険適用となったところです。

それ以外に、阿久根市としましては、現在、一般不妊治療として上限15万円、生殖補助医療として上限30万円、男性不妊治療として30万円、不育治療として15万円を上限として支給をしているところでございます。

高崎良二委員

そこは分かりました。

41ページのこの過去3か年の健診の状況において、例えば健診、ちょっとすいません間違えました。

42ページでした。

過去3か年の予防接種の実施状況の中で、例えば1番、ヒブとなったときに、予定人数よりも対象者が、243人に対し258人とか、増えてますよね。

これは対象者の最初の設定というのは、全員を上げてるわけじゃないんですか。ある程度比率で上げてるんですかね。

寺地こども保健課長

資料42ページの米印の1を御覧になっていただいでよろしいでしょうか。

対象者数は、当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種率が100%を超える場合があるということで、注意書きをさせていただいているところです。

高崎良二委員

ちょっとよく分からなかったんですが、この対象者というの、この243人とか、この算定というのは、どこから出てきてるんですかね。

寺地こども保健課長

ここの対象者数について、実際接種者、した数との開きについて、年度途中で転入転出があったりとか、あと、この対象者数についてはですね、年度当初の4月1日現在で見込みで行います。その後に接種したものが、当初予定していた対象者数を超えたため、100%を超える接種率となっているところです。

高崎良二委員

今のあれは理解しました。ちょっとその中で、今後のことについて聞きたいんですが、よく言われるのが、帯状疱疹の予防接種についての補助は出ないのかというのを聞かれるんですが、そこら辺を考えていらっしやらないのかな。

これは、今後の、すみません。

濱田洋一委員長

ただいまの高崎委員の質問は、すみません。よろしいですか。一般質問等で、そのことについては、またさせていただければと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

〔渡辺久治委員席を立ち、こども保健課の方に歩み寄る〕

まだ休憩じゃないですよ。

〔渡辺久治委員着席〕

〔こども保健課退室、介護長寿課入室〕

次に、認定第1号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

認定第1号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

成果説明書の43ページをお願いいたします。

高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、運転免許を持たず、市税等を滞納していない75歳以上の高齢者等を対象に、通院や買物時に利用するタクシー料金の一部を助成し、高齢

者の外出を支援するものです。

事業の実施状況欄にありますとおり、本事業は、令和2年4月から対象地区を市内全域に拡大しており、令和5年度からは課税世帯に属する方々まで対象要件を緩和することとなったところです。事業の成果としては、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、外出機会の創出につながっていると考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和5年度の事業評価はA評価となっております。

次に、44ページをお願いします。

長寿祝金支給事業は、高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、9月1日までに80歳を迎えられた方には5,000円、88歳を迎えられた方には10,000円、100歳到達者には、誕生日を基準に50,000円をそれぞれお送りしました。令和5年度に長寿祝い金をお渡しした方の総数は468人でした。

次に、45ページをお願いします。

高齢者等地域支え合いグループポイント事業は、65歳以上の高齢者の方を含むグループで登録をして、互助活動や地域活性化の活動を行った場合に商品券などに交換できるポイントを付与するもので、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的としております。令和5年度は、いきいきサロンやころぼん体操教室などの活動が増え、登録団体も若干増加しており、高齢者の地域活動参画へのきっかけづくりになっているところであります。

次に46ページをお願いいたします。

「食」の自立支援事業（調理）は、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯等に弁当の配食サービスを実施することにより、食生活の改善、健康保持を図り、同時に、見守り活動・安否確認を行っているものです。現在、調理費用は、一般会計の老人福祉費から、配食費用は介護保険特別会計の地域支援事業費から支出しており、1食当たりの委託料は、調理費用が340円、配食費用が281円となっております。また、利用者負担金は370円となっております。なお、令和2年度から令和4年度までの受託事業者における人員確保のための必要経費を安定化支援分として併せて公費負担をしておりましたが、事業者において人員が確保できたことから、令和5年度からは行っておりません。

事業の成果としては、調理や買物が困難な高齢者等の食生活及び栄養改善、利用者の健康維持が図られるとともに、安否の確認を行うことで、在宅での安全で安心な生活の継続につながっていると考えております。

次に、47ページをお願いします。

老人保護措置事業は、老人福祉法に基づき、環境上・経済的理由などにより、居宅での養護または介護が困難な方を養護老人ホームへ入所措置するものであります。関係機関等と連携し、虚弱な高齢者等の安定した生活環境の確保を図るため、今後も適切な手続による入所措置に努めていく必要があると考えております。

次に49ページをお願いします。

在宅ねたきり者介護手当支給事業は、65歳以上の高齢者で、要介護3以上と認定された方、または要介護2以上で重度の認知症と認定された方を、在宅で6か月以上継続して介護している方に対し、年額7万2000円を支給するものであります。

事業の成果としては、在宅で寝たきり等の高齢者と介護者に対し、経済的支援が図られ、

高齢者等が住みなれた我が家で生活を継続する一助となっていると考えております。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは歳出から御説明いたします。

説明書は45ページ、事項別明細書は24ページをお願いします。

第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費は、高齢者福祉サービスに係る委託料、扶助費及び介護保険特別会計への繰出金が主なものであります。

7節報償費3件のうち在宅高齢者福祉アドバイザー事業謝金は、地域において寝たきりや一人暮らしの高齢者等の見守りや声かけ、相談に応じるなどの活動を担っていただくアドバイザー94人のうち、活動実績のあった81人分の謝金であります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和5年度の事業評価はB評価となっております。

事項別明細書の中ほど、12節委託料6件のうち緊急対応型ショートステイ事業は、緊急やむを得ない事情により、在宅での生活が困難となった高齢者等を一時的に老人ホーム等に保護する事業であり、市内の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームと委託契約しております。

共助の基盤づくり事業は、見守りが必要な高齢者や支援を必要とする人などの情報を集約し、個人と地域とのつながりを確保する取組を通じて、地域住民相互の支え合いによる共助の基盤を構築することを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託し、生活支援に関するニーズの把握や緊急通報体制に関する情報の更新、地域支え合いマップづくりの更新作業等を行っております。

中核機関事業は、認知症、知的障害または精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を尊重し擁護するため、これらの方々が成年後見制度を円滑に利用することができるよう支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図り、地域で安心して暮らせる環境を確保することを目的とし、社会福祉協議会に委託し、広報・啓発活動、相談支援等を行っております。

次に、18節負担金、補助及び交付金5件のうち後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険加入者を対象に、一日人間ドックの助成を行う事業であり、令和5年度は55人の利用がありました。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、前年度比マイナス422万4553円、0.82%の減となりました。

説明書は54ページ、事項別明細書は31ページをお願いします。

第5款労働費2項1目労働諸費18節負担金、補助及び交付金のうち高年齢者労働能力活用事業は、高年齢者の生きがいづくりと能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、阿久根市シルバー人材センターが行う、高年齢者の就労機会の確保と提供及び能力開発に取り組む事業に対する補助であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

説明書は10ページ、事項別明細書は3ページをお願いします。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の本人及び扶養義務者の負担金であります。

説明書は13ページ、事項別明細書は6ページをお願いします。

第14款国庫支出金 1 項 2 目 民生費国庫負担金 7 節低所得者保険料軽減負担金は、第 1 段階から第 3 段階までの介護保険料の軽減分に係る国の負担分であります。

説明書は16ページ、事項別明細書は 7 ページをお願いします。

第15款県支出金 1 項 2 目 民生費県負担金 8 節低所得者保険料軽減負担金は、同じく介護保険料の軽減分に係る県の負担分であります。

説明書は17ページをお願いします。

2 項 2 目 民生費県補助金 1 節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、備考欄記載の老人クラブ育成事業ほか 2 事業に対する県補助金であります。

説明書は23ページ、事項別明細書は10ページをお願いします。

第17款寄附金 1 項 3 目 1 節社会福祉費寄附金は、個人 1 名からの寄附金であります。

説明書は24ページ、事項別明細書は11ページをお願いします。

第18款繰入金 2 項 3 目介護保険特別会計繰入金は、令和 4 年度分の一般会計から繰り出した介護給付費等の精算に伴う介護保険特別会計からの精算返納金であります。

説明書は30ページ、事項別明細書は12ページをお願いします。

第21款市債 1 項 2 目 2 節老人福祉債は、「食」の自立支援事業に係るものであります。

以上で、認定第 1 号についての説明を終わります。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書43ページ。高齢者等福祉タクシー利用、これ助成なんですけども、運転免許を持たず、市税等を滞納していないという。滞納、これによって排除された方は何人ぐらいいるんでしょうか。

尾上介護長寿課長

申請を却下した件数というのはゼロであります。

竹原信一委員

市税等滞納してる人には、滞納してる人はそもそも申請がないという状況なんですか。

尾上介護長寿課長

そのとおりであります。

[竹原信一委員「ああ」と呼ぶ]

竹原信一委員

市税等って書いてありますけど、市税のほかに何があるんですか。

尾上介護長寿課長

市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料になります。

大田基次委員

主要事業の成果説明書の46ページ、高齢者福祉の充実のところなんですけど、この事業実施状況の中で 1 食当たり、これ幾らするんですか。

尾上介護長寿課長

自己負担につきましては、3 段目に書いてございます。1 食当たり 370 円となります。

大田基次委員

自己負担ではなくて、トータルして、これ1食あたりは配食281円と調理340円、プラス自己負担の370円ということですか。

尾上介護長寿課長

はい、合計991円であります。

〔大田基次委員「ですね」と呼ぶ〕

大田基次委員

そうすると、この補助している額としては、調理分の340円掛ける5万2229食ということよろしいですか。

尾上介護長寿課長

はい、そのとおりであります。

大田基次委員

そうすると、配食の281円というのはどこからどういうふうに出てるんですか。

尾上介護長寿課長

こちらの配食につきましては、介護保険事業の特別会計から支出をしておりますので、後ほどまた御説明をさせていただきます。

〔大田基次委員「了解です、ありがとうございます」と呼ぶ〕

白石純一委員

同じ成果説明書43ページ、高齢者等福祉タクシーですが、これは平成30年から運行開始ですが、この平成30年当時の私の初乗りと、失礼しました。このときも300円だったのかという点とですね、その当時の初乗りと、令和5年度のタクシーの初乗りの違いはありますでしょうか。

尾上介護長寿課長

制度が始まりました平成30年当時から、1枚当たり300円の助成となっております。

タクシーの初乗り料金につきましては、金額を正確には覚えておりませんが、昨年、値上げがありまして、初乗りが今600円になっているのではないかと考えております。

白石純一委員

であればですね、実質的に値上げがあった分300円は変わらないということであれば、市民への利便、利益は減っているということになるわけですが、その辺り引き上げることは検討されなかったのでしょうか。

尾上介護長寿課長

昨年度も川畑委員からそのような御要望等いただいておりますので、今年度、利用者の方あわせて、タクシー事業者の方にも、今現在、1回当たり1枚の300円しかお使いいただけない状況ですので、そこの部分を、使用率を見ましたときに、総交付枚数が3万1572枚に対して、利用延べ枚数が1万4162枚となっております。使用率にしまして44.9%ですので、実際にお配りしたタクシーチケットよりも使われていないところが多くなっておりまして、そこの部分の使用率を上げるためにも、場合によっては1枚当たりの単価を上げるといったような工夫が必要ではないかと思っております。

ただ、予算にも限りがありますので、現在の予算の中で少しでも住民の方、こちら申請をいただいた方が利用しやすい形を現在検討しているところであります。

白石純一委員

最大年間48枚ということですが、これはどのような手順で最大が48になっていること、

それよりも低い枚数との違いはどうなるのでしょうか。

尾上介護長寿課長

現在7月から翌年の6月までといった形で一月经るごとに4枚減らしていくような形で、7月までに申請をいただいた方には、最大枚数の48枚お配りするんですが、翌月の8月に申請をいただいた方は4枚減らした形で44枚といった形になっております。1か月につき4枚減じた形での枚数を、交付をするとといった状況になります。

ただ、実際に申請の状況を確認をしてみますと、おおむね、手続については5月、6月から始めるんですけども、その時期に申請がかなり多い状況ですので、おおむね8割から9割は48枚の方、枚数を受け取られていらっしゃる方が多くなっているといったような状況です。

白石純一委員

紹介ありましたけど、5割に、使用率は5割に満たないということで、実際に配布したけれども、いや、もう使わないよという方のチケットをより使う、48枚以上使う人へ振り分けるといような仕組みというのは何か検討されたのでしょうか。

尾上介護長寿課長

現在のところ1人当たり最大48枚といった要綱の内容になっておりますので、未使用の部分を利用が多い方に振り分けるといったような検討は行っていないところです。

渡辺久治委員

47ページ、主要事業成果説明書。事業実施状況の8番目ですね、令和5年度末の入所待ち待機者数は40名となっておりますけれども、この数年前からの待機者数の推移っていうのはわかりますか。

濱田洋一委員長

今の御質問は、数年前というのは、もう直近で。

〔渡辺久治委員「そうです」と呼ぶ〕

分かる範囲内ということでよろしいですか。

〔渡辺久治委員「はい」と呼ぶ〕

尾上介護長寿課長

すいません、過去の待機者数については、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

渡辺久治委員

それでは、これから先の見通しも含めて、またいただければありがたいです。よろしくお願ひします。

濱田洋一委員長

ただいまの御質問は、過去の直近の回答できる範囲で直近の複数年の実績。それと今言われたのは、今後の。

渡辺久治委員

多分、恐らく今の、待っていらっしゃる方がいるから、今後はこうなるんじゃないかなということ。人数がですね。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時2分～午後3時2分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですつので、認定第1号の審査を一時中止します。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時3分～午後3時12分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

介護長寿課長より発言の申出がありましたので、それを許可いたします。

認定1号を議題といたしますのでよろしくお願ひします。

尾上介護長寿課長

先ほどの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

養護老人ホームの待機者数につきましては、令和2年度が39人、令和3年度が35人、令和4年度が45人、いずれも年度末の待機者数となります。おおむね40人前後で推移をしてきている状況になります。

濱田洋一委員長

よろしかったですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

認定第1号の審査を一時中止いたします。

〔税務課入室〕

○認定第4号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第4号を議題とします。

介護長寿課長に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

それでは、認定第4号について御説明申し上げます。

説明に先立ち、本市の高齢化率等について御報告いたします。

令和6年3月末時点の65歳以上の高齢者は7,956人で、高齢化率43.36%であります。また、介護保険の被保険者数等についてでありますつが、令和6年3月末の、第1号被保険者は7,897人、第1号被保険者に係る要介護認定者は1,664人であり、認定率は21.1%であります。

それでは、初めに主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

51ページから55ページにかけては、介護保険事業の実績を記載してあります。

事業勘定の詳細等については、この後、決算に関する説明書等により御説明いたしますつが、保険給付費の各費目においては、51ページの事業実施状況欄に記載のとおり、令和5年度は、主に3行目左の施設介護サービス給付費、4行目右の高額介護サービス費、8行

目右の特定入所者介護サービス費等が前年度より減少した一方で、1行目左の居宅介護サービス給付費等が増加しており、全体では対前年度比で783万7128円の減となりました。

次に、56ページをお願いします。

一般健康教育費、介護予防複合プログラム業務は、介護が必要となる恐れの高い高齢者等を対象に運動教室を開催し、身体活動量の向上を目的として、積極的に機能回復・向上の指導を行い、高齢者が自立した日常生活が送られるよう支援するものです。

教室修了時の評価で、参加者の筋力の維持・改善が見られており、要介護状態になることを予防した生活を送るための取組の推進等につながるとともに、教室終了後も地域における運動や人との交流の継続につながっているところです。

次に、58ページをお願いします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の高齢者の健康づくりやボランティア活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与することにより、健康維持や介護予防、社会参加を促進することを目的としております。閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、健康維持や介護予防にも資するもので、高齢者が社会活動に参加する動機づけの一助となっているところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和5年度の事業評価は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、新規参加者の確保が低調にとどまったこともあり、D評価となっております。

次に、59ページをお願いします。

寝たきり高齢者紙おむつ給付事業は、常時紙おむつを必要とする65歳以上の要介護高齢者の紙おむつ等の購入に係る経費の助成を行うものであり、要介護高齢者の外出等のサポートや、在宅での介護の負担軽減につながったと考えております。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

説明書は20ページ、事項別明細書は21ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員等に係る人件費が主なものであります。12節委託料は、第9期高齢者保健福祉計画策定業務及び介護事業所台帳管理システム保守業務に係る委託料になります。

3項2目認定審査事務負担金は、北薩広域行政事務組合への共通経費分及び認定審査会事務事業に係る業務費等分の負担金であります。

事項別明細書は22ページになります。

次に、第2款保険給付費の支出済額は、前年度比0.3%の減であります。

1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の方に対する居宅または施設でのサービス給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費は、要介護の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、1万7977件の利用であります。中でも、福祉用具貸与の利用件数が多く、次いで、通所介護や通所リハビリテーション、訪問介護等が多く利用されております。

説明書は21ページになります。

3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等で生活するサービスの給付費であります。

5 目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等における施設サービスの給付費であり、4,014件の利用であります。

9 目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスを受けるための基本となるケアプラン作成料で、7,110件分であります。

説明書は22ページ、事項別明細書は23ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者の方に対するサービス給付費であります。

1 目介護予防サービス給付費は、要支援の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、2,758件の利用であります。

7 目介護予防サービス計画給付費は、介護予防ケアプランの作成に係る経費であり、2,092件の実績となっております。

説明書は23ページになります。

4 項高額介護サービス等費は、世帯ごとに居宅サービスや施設サービスでかかった利用料負担の1か月の合計額が課税所得や市民税の課税状況等に応じて段階的に設けられた上限額を超えた場合に、超えた分に対して支給するもので、6,637件の給付となりました。

説明書は24ページ、事項別明細書も24ページになります。

7 項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯の方が介護施設に入所された際の居住費・食費について、一定の限度額を超えた分について給付を行うもので、3,605件分について給付しております。

次に、第5款地域支援事業費は、被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、自治体を実施する事業であります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスを提供するための費用であります。

説明書は25ページ、事項別明細書も25ページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの実施する事業や、家族介護支援事業などに要する費用であります。

説明書は26ページ、事項別明細書も26ページになります。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費は、出水市及び長島町と共同で、公益社団法人出水郡医師会に事業委託を行っているもので、出水地域在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて連携体制づくりに取り組んでいるものであります。

6 目生活支援体制整備事業費は、阿久根市社会福祉協議会に業務委託するなどして、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの担い手育成、サービスの開発等の事業を実施しているものであります。

7 目認知症総合支援事業費は、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の実情に応じて認知症ケアの向上を図るための費用であります。

説明書は27ページ、事項別明細書も27ページになります。

第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金は、基金利子分と繰越金の残額分を積み立てたものであり、令和5年度末の基金残高は、前年度末より5320万6837円増の2億3825万6977円であります。

第8款諸支出金1項2目償還金は、令和5年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う国・県への精算返納金のほか、社会保険診療報酬支払基金から交付された地域支援事業支援交付金の精算において不足が生じたため、予備費から充用したものであります。

3項1目他会計繰出金は、同じく令和4年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う一般会計への精算返納金であり、2目介護サービス事業勘定繰出金は、地域支援事業に係る国庫負担金等の充当分であります。

次に、歳入について御説明いたします。

介護保険制度における、各種介護サービス費用は、原則としてサービス利用者の1割から3割までの利用者負担分を除いた額の50%が公費で賄われ、残りの額を保険料として負担することとなっております。

それでは、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書も17ページをお願いします。

第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料については、収入率98.7%で、対前年度比で同率、82万4888円の増となりました。

次に、第3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、居宅給付費が20%、施設等給付費が15%の負担割合による額となります。

2項国庫補助金1目調整交付金は、国の調整交付金割合は、保険給付費の原則5%分ですが、阿久根市は後期高齢者の加入割合や低所得者の割合が高いことなどから、令和5年度は10.65%の割合で交付されました。

説明書は18ページ、事項別明細書も18ページになります。

第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、保険給付費の27%分、2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費の対象経費の27%分であります。

第5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、居宅給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%の負担割合による負担金であります。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業のそれぞれの対象経費の12.5%分と19.25%分の県補助金であります。

事項別明細書は19ページに入り、第7款繰入金1項一般会計繰入金の収入済額は、前年度比0.8%の減となりました。

決算に関する説明書は19ページに入り、5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減措置の保険料減額分を、国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担したものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの業務に係る経費であり、要支援1及び2に認定された方のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書も30ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センターのケアマネージャー4人分の人件費が主なものであります。

第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、ケアプラン作成業務と、地域包括支援センター電算システムの保守点検業務に係る委託料並びに介護保険法等の改正及び介護報酬等改定に伴う電算システム改修に係る負担金であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書も29ページになります。

第1款介護サービス収入は、ケアプラン作成に係る収入であり、1項1目介護予防サービス計画費収入分が2,074件、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入分が804件になります。

以上で、認定第4号についての説明を終わります。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後3時33分～午後3時34分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにございませんか。

大野雅子委員

成果説明書の58ページ、高齢者元気度アップ・ポイント事業、まちづくりビジョンのほうでD評価にされていますが、目標に達していないということだと思っんですが、これは、なぜ目標に、どういう人たちが、なぜ目標に達していないんでしょうか。

尾上介護長寿課長

こちらの元気度アップ・ポイント事業につきましては、主な活動としまして、ボランティア活動や特定健診の受診、いきいきサロンやころばん体操といった教室への参加、また、グラウンドゴルフ大会等への参加に対しポイントを付与しまして、後日商品券と交換をさせていただき事業になりますが、地域での活動につきましては、コロナが明けた状況ではあったんですけども、なかなか参加が思ったほど伸びなかったり、新規の方の加入の部分が低調にとどまっているといったような状況が考えられます。ですので、地域の中でも、ころばん体操等へのですね、参加を呼びかけをしていただきまして、参加者の増加に取り組んでいただくような部分、また、私どもとしましてもこういった事業の周知に努めまして、加入者・参加者の増加に努めてまいりたいと考えているところです。

大野雅子委員

はい、ありがとうございます。

ころばん体操など私もちょっといろんなところを見せてもらってるんですけど、すごくいい取組だと思うんですね。なるべくたくさんの方が参加できるように周知が足りてないのか、そこはちょっと私も分からないんですけども、これから伸びていって、地域でみんな、なるべく元気で過ごせるようにしてあげてください。

これは要望です。よろしくお願いします。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第4号の審査を一時中止します。

[介護長寿課及び税務課退室、こども保健課入室]

○認定第1号 令和5年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

この際、認定第1号を議題とし、こども保健課所管の事項の審査を行います。

先ほど、竹原委員の質疑があったことに対する発言ということでございますので、御了承願いたいと思います。

ここで、こども保健課長から発言の申出がありますので、この際、許可します。

寺地こども保健課長

それでは、先ほど竹原委員から質疑のあった、主要事業の成果説明書36ページ、第3款 民生費2項1目児童福祉総務費のうち出生祝い商品券支給事業に関し、商工会議所への事務取扱手数料について御質疑があったところですが、この金額、事務取扱手数料の総額が25万3665円となるところでございます。

竹原信一委員

今回の795万6000円のほかに、この支払う、配るのに全て使われたということですか。

寺地こども保健課長

この事務取扱手数料につきましては、商品券の購入額ではなくて、市民の方が実際に使用された商品券の換金額のうち3%を事務取扱手数料として、商工会議所に支払うところでございます。また、主要事業の成果説明書36ページにありますとおり、実際商品券については770万円をお支払いをする。商工会議所に対する事務取扱手数料として25万3665円をお支払いをし、残りの1,881円については、用紙購入などの需用費となります。

竹原信一委員

商品券に期限というのがあるんでしょうか。

寺地こども保健課長

半年間の期限を設けております。

[竹原信一委員「え」と呼ぶ]

半年間。

竹原信一委員

実際ですね、10万円の商品券というのは大変不便なんですよね。そして、先ほど言われた訪問拒否解消の件ですけども、訪ねていくのは大事で、そういう、なんかね持っていくっちゃうのもいいのかもしれないですよ、それは別の方法でもできるんじゃないでしょうかね。例えば、ほかの、よそではですね、祝い商品みたいなものがある。阿久根市だったら恐らくこの何種類かありますよ、この中から選んでください、今度来た時持ってきますからっていうようなことをすると、2回も行けるわけですよ、僅かなお金で。そういったことをやられたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

もう直接、その10万円、お金のほうが助かると思います。

そして、商品券の、ねえ、何だっけ、商工会議所、市内店舗の件は、やっぱり分けて考えるのが適切だという気がしております。

子供たちを、親に利便性を考えてですね、ちょっと考えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

濱田洋一委員長

御意見ということでよろしいですかね。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

認定第1号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

〔こども保健課退室、農政林務課入室〕

次に、認定第1号を議題とし、農政林務課所管の事項について審査に入ります。

農政林務課長の説明を求めます。

大野農政林務課長

それでは、認定第1号中、農政林務課所管分の事項について御説明いたします。

初めに、令和5年度に実施した事業のうち、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の64ページをお開きください。

64ページの鳥獣被害対策実践事業は、鳥獣による農作物への被害防止のため、国の事業を活用して、捕獲活動や侵入防止柵の設置による対策を図ったものです。

令和5年度は、くくり罠や有害獣捕獲器の購入等による捕獲体制の強化や、地域ぐるみでの金網柵等の設置や捕獲活動経費、ジビエ料理教室等への補助を行い、地域における捕獲、防護、ジビエ活用等の取組を一体的に支援したところです。

次に、66ページの機構集積協力金事業は、筒田地区の水田において、将来の地域農業を継続していくための話合いを行い、同意を得られた農地について、鹿児島県農地中間管理機構、農地バンクを通じて地域担い手に貸し出し、農地集積を図ることで、集積割合や実施面積などの要件に基づき、筒田地区に協力金が交付されたものです。

実施地区における令和5年度の集積面積の合計は9.73ヘクタールとなったところです。現在、交付金については、筒田地区の農地管理組合により管理されておりますが、使い道については、農業に関する取組であれば活用できることから、今後、地域の話合い活動に基づき、必要に応じて有効活用を図ることとしております。

次に、67ページの農業次世代人材投資支援事業は、新たに農業経営を開始した50歳未満の農業者に対し、経営が不安定な就農初期段階を支援するため、一定額の交付金を交付する事業です。

なお、本事業は、令和4年度から事業内容を一部変更し、新規就農者育成総合対策事業として新たに実施されているところです。

令和5年度は、本事業の継続実施の対象である5名を支援したところです。

次に、68ページの新規就農者育成総合対策事業は、先ほど説明いたしました令和3年度まで実施された農業次世代人材投資事業の事業内容が変更され、令和4年度から創設された事業で、49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に、経営発展のために必要な機械・施設等の導入に要する経費への補助や、経営資金を交付する事業です。

令和5年度は、露地野菜生産農家2名、畜産農家1名が新規就農され、継続対象者の3名と合わせて6名を支援したところです。

また、少しページが進みますが、75ページに記載の壮年世代新規就農者支援事業は、国の事業要件に満たない新規就農者に年間100万円の資金を最長で2年間交付する事業です。令和5年度は施設野菜生産農家1名が新規就農され、継続の対象者2名と合わせて3名を支援したところです。

なお、この新規就農者及び壮年世代新規就農者の事業は、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、農業分野における新規就農者は4名であり、

事業評価はDとなっているところです。

次に、69ページに戻りまして、農作物鳥獣被害防止施設整備事業は、農作物への鳥獣被害防止のため、電気柵等を設置した農業者に対して、電気柵等の設置に要する経費に対し、2分の1以内で補助する事業です。令和5年度は、防護柵等76件の設置に対して支援をしたところです。

次に、72ページの耕作放棄地解消対策事業は、耕作放棄地を活用して農業生産活動を行う農業者に対して、耕作放棄地の解消に要する経費の一部を補助する事業です。令和5年度は約2ヘクタールの耕作放棄地を解消し、作付を行った4戸の農家を支援したところです。

なお、本事業につきましても、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、目標値1.5ヘクタール以上の達成であったことから、事業評価はAとなっております。

次に、73ページの産地づくり対策事業は、産地間競争が進む中で、県及び地域における産地づくり対策として、共同利用する機械等を導入しようとする生産組合に対して、導入する経費に対し2分の1以内で補助する事業です。令和5年度は、令和4年度繰越分として、果樹生産組合2組合において、樹木粉碎機2台、肥料散布機1台の導入、令和5年度分として、同じく果樹生産組合1組合に対して、乗用型モア、草刈り機の導入を支援したところです。

次に、74ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業は、桜島など活動火山の降灰による農作物への被害を防止するため、農作物洗浄用機械等を導入しようとする生産組合に対して、導入に要する経費に対し、65%以内で補助する事業です。令和5年度は、令和4年度繰越し分として、果樹生産組合1組合において、果樹洗浄機械、スピードスプレーヤ2台の導入を支援したところです。

次に、76ページの肥料・農薬価格高騰対策支援事業は、世界情勢や円安等による生産資材の高騰で経営に大きな影響を受けている農家を支援するため、肥料及び農薬の購入に要する経費に対し、4分の1以内で補助する事業です。本事業の実施により、全品目を対象に市内600戸の農家を支援したところです。

次に、77ページの園芸産地再生産支援事業は、令和5年1月末の寒波の影響により、主に豆類やバレイショに被害を受けた農家を支援するため、次期作物の再生産等に向けて、苗や肥料、農薬等の購入に要する経費に対し2分の1以内で補助する事業です。本事業の実施により、被害を受けた61戸の農家を支援したところです。

次に、80ページの「食のまち阿久根」魅力発信事業は、市内飲食店14店舗の参加による華の牛肉祭りAKUNEを、2月1日から2月29日までの1か月間開催し、華鶴和牛のPRと一定の集客により、畜産農家をはじめ、アフターコロナ禍での飲食店、観光業の支援につなげたところです。

次に、81ページの食品産業輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業は、令和4年度からの繰越事業であり、自社農場ブランドとして、自社内で精肉や食肉加工を行い、直接海外輸出することを計画していた協本の畜産法人1社に対し、施設整備に要する経費に対し、2分の1以内で補助する事業です。本事業の実施により、自社で生産された自社ブランド肥育牛を完成した加工施設で精肉、畜産加工品の製造が可能になったことで、輸出による販路拡大、収益性の向上と地元における雇用創出を支援したところです。

次に、82ページの配合飼料価格安定制度積立金助成事業は、世界情勢や円安等による配合飼料価格の高騰で、経営に大きな影響を受けている畜産農家を支援するため、配合飼料価格の高騰の影響を緩和する国の配合飼料価格安定制度へ、畜産農家が支払っている積立金に対し、2分の1以内で補助する事業です。本事業の実施により、25戸の畜産農家を支援したところです。

次に、83ページの養鶏農家防疫対策支援事業は、高病原性鳥インフルエンザへの防疫対策として養鶏農家が市内に所有している農場において、消毒機器等の購入や施設改修等に要する経費に対し、2分の1以内で補助する事業です。本事業の実施により、6戸8農場の養鶏農家を支援したところです。

次に、85ページの県営農業競争力強化基盤整備事業、中山間地域型、阿久根南部地区は、鶴川内、赤瀬川、西目、山下などの中山間地域を対象に、地域農業の生産性の向上と農村環境の改善を図ることを目的に実施する事業です。令和5年度は、令和4年度からの繰越事業分である山下地区の用水路整備、桑原城下地区の暗渠排水工事を実施し、令和5年分の分としては、波留、山下地区の用排水路整備や、桑原城下、田代地区のほ場整備に伴う換地業務等を実施したところです。

次に、86ページの農村地域防災減災農村災害事業阿久根北部地区は、脇本、多田をはじめとする阿久根北部地域において、豪雨や台風等による農地・農業施設災害から地域を守るため、緊急性の高い農業施設等の整備を図ることを目的に実施する事業です。令和5年度は、令和4年度からの繰越事業分である古里緊急避難道路舗装工事や深田区や鍋石地区の排水路の改修工事に伴う測量を実施し、令和5年度分としては、大下地区の中面ため池や八郷地区の排水路の改修工事等を実施したところです。

次に、87ページの農用水資源開発調査は、これまで農業用の水資源が乏しく、農業用水の確保に苦慮されていた桐野下地区において、安定的な農業用水の確保を図ることを目的に実施する事業です。令和5年度は、地下水の探査、試掘位置の調査を実施し、一定の水資源の確認ができたことから、令和6年度において深井戸試掘工事を実施し、令和7年度に給水ポンプ施設設置工事を実施する予定です。

次に、88ページの農業水路等長寿命化・防災減災事業、脇本中央水路地区は、脇本新田地区を中心とする脇本中央水路地区で、取水ポンプ、送水ポンプ、配管等が老朽化により機能低下が発生していたことから、改修工事を行い地区内の営農の安定と地域資源の向上を図ることを目的に実施する事業です。脇本中央水路地区においては、令和3年度にポンプ施設、管水路等の施設診断を行い、機能保全計画を策定の上、令和4年度から長寿命化工事に着手し、令和5年度は水中ポンプ、送水ポンプ、仕切弁等の更新を実施し、本事業で計画された更新等が完了したところです。

次に、89ページの農村地域防災減災事業、大漣地区、県営ため池等整備事業は、決壊等が発生した場合、地域へ災害を及ぼす恐れのある防災重点ため池となっている大漣区の古田ため池と、黒之上区の黒之上ため池において、堤体からの漏水、用排水路等の石積みの崩壊等が見られ、洪水時、下流地域や道路等に災害を及ぼす恐れがあることから、堤体等の改修工事等を行い、防災減災とため池の機能維持を図ることを目的に実施する事業です。令和5年度は、令和3年度、4年度からの繰越事業分である古田ため池の改修工事と、令和5年度分として、黒之上ため池の改修工事を実施し、本事業で計画された工事等が完了したところです。

次に、90ページの農地耕作条件改善事業、脇本中央地区は、古里及び新田地区の水田において、排水不良により営農に支障を来していたことから、暗渠排水施工による対策工事を行い、営農環境の向上や水田の汎用化等を図ることを目的に実施する事業です。この事業の事業期間は、令和4年度までとなっておりますが、新田地区の一部工区において、請負業者が鳥インフルエンザ防疫作業に対応することになり、事業完了が見込めず、令和5年度に繰越しになったところです。令和5年度は、令和4年度の繰越事業分の改修工事を実施し、本事業で計画された工事が完了したところです。

次に、91ページの農村地域防災減災事業農業用河川工作物等応急対策事業、仲仁田地区は、二級河川大川に占用している、現在機能していない仲仁田頭首工が、洪水時の流下能力を阻害していることから、撤去工事を行い、治水機能の向上と減災対策を図ることを目的に実施する事業です。令和5年度は、撤去工事に伴う測量設計と近接する家屋への影響調査を実施したところです。なお、令和6年度中に撤去工事を完了する予定です。

次に、92ページのかごしまの農業未来創造支援事業、農業農村整備対策、大林地区は、これまで農業用の水資源が乏しく、農業用水の確保に苦慮されていた大林地区において、安定的な農業用水の確保を目的に実施する事業です。令和4年度において実施した農用水資源開発調査による深井戸試掘工事が完了したことから、令和5年度において、給水ポンプ施設設置工事を実施したところです。

次に、93ページの一般単独事業、市単独土地改良事業につきましては、市が実施主体となって実施する土地改良事業です。令和5年度は、農道、水路、排水路補修、ため池補修工事等で7地区6件の事業を実施し、また、農道水路等の伐開委託を3地区3路線と、ため池1か所の防水シート撤去を実施したところです。

次に、94ページの市単独土地改良事業補助は、国や県の補助事業に該当しない土地改良事業のうち、受益者が事業主体となって実施する農道、用排水路、生活道路等の改修工事に対し、市が工事に要する経費に対し、7割を補助する事業です。令和5年度は、4地区4件の農道舗装、1地区1件の生活道路舗装を実施したところです。

次に、95ページの農業栽培施設運営事務は、当課が所管の農林業振興センターにおいて、豆類を中心とした優良品種の生産を目指した実証試験等に取り組み、地域重点品目として産地維持・生産振興を図ったところです。また、地域ボランティア団体等32団体に対し、地域美化活動を目的とした花の苗の配布事業を実施したところです。

次に、97ページの有害鳥獣捕獲事業は、有害鳥獣による農林産物等への被害防止のため、例年、捕獲による対策を図っており、捕獲従事者の捕獲実績に応じて支払う謝金と、ジビエ活用食肉処理事業を実施する団体に対して、その解体等に要する経費に対し2分の1以内で補助する事業です。さきに御説明いたしました鳥獣被害対策実践事業においても捕獲活動への補助がありましたが、その補助は、捕獲活動に要した経費に対する国からの補助であり、この有害鳥獣捕獲事業は、捕獲実績に対する市からの謝金となり、1頭当たりの捕獲に対し、それぞれの事業から支出される補助と謝金を受け取る仕組みとなります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、令和5年度の捕獲目標1,100頭に対し、実績は2,425頭となったことから、事業評価はAとなったところです。

次に、100ページの森林環境譲与税事業は、現在、手入れが行き届いていない森林が増えていることから、間伐や植林等による森林整備、林業に従事する担い手の確保、木材利用

の推進や、普及啓発を促進し、森林が有する公益的機能を発揮することを目的に実施する事業です。令和5年度は、前年度に引き続き、森林の整備に係る所有者の意向調査を実施したほか、森林経営管理権を設定するための集積計画を策定、松くい虫対策のための薬剤注入による防除作業、林道改良工事等を実施したところです。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは歳出から御説明いたします。

まず、決算に関する説明書は54ページ、事項別明細書は31ページをお開きください。

6款1項2目農業総務費は、2節給料から4節共済費までの職員13名分の人件費が主なものです。

次に、3目農業振興費は18節負担金、補助及び交付金の農業振興に係る鳥獣被害対策実践事業など27件の補助事業が主なものです。

次に、決算に関する説明書は55ページ、事項別明細書は32ページになります。

4目畜産費は、18節負担金、補助及び交付金の畜産経営に係る支援事業など8件が主なものです。

次に、決算に関する説明書は56ページから57ページ、事項別明細書は32ページになります。

5目農地費は12節委託料で農業用施設の維持管理に係る折多排水機場維持管理業務など11事業、14節工事請負費では、農業用施設の改修工事9件を実施したところです。また、18節負担金、補助及び交付金は、主に県営事業による農業基盤整備事業に対し、市負担金を支払ったものです。

次に、決算に関する説明書は57ページ、事項別明細書は33ページになります。

7目ダム管理費は、高松ダムの洪水対策調節や高松川流域に設置してあるダム関連施設等の毎年の維持管理及び保守点検等の管理業務費となります。

次に、決算に関する説明書は57ページから58ページにかけて、事項別明細書は33ページから34ページにかけてになりますが、9目農林業振興センター費は、主に野菜生産振興に関する実証試験や農作業に従事する会計年度任用職員の人件費であり、10目農村環境改善センター管理費、11目西目地区集会施設管理費、13目折多地区集会施設管理費は、清掃作業等施設管理業務に係る委託料や各施設管理に係る経費が主なものです。

次に、決算に関する説明書は58ページ下から60ページ上にかけて、事項別明細書は35ページから36ページとなります。

6款2項1目林業総務費は、2節給料から4節共済費までの林務係職員の2名分の人件費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、各協議会等3件の負担金となります。

次に、2目林業振興費は、1節報酬から4節共済費までが会計年度任用職員3名分の人件費であり、7節報償費は、有害鳥獣捕獲事業に係る捕獲謝金となります。12節委託料は、林道や市有林の伐開業務ほか8件、14節工事請負費は、林道改良工事、18節負担金、補助及び交付金は、紫尾幹線林道維持管理協議会や林道管理台帳分の2件の負担金と、作業道急坂局部舗装事業ほか6件の補助金が主なものです。

次に、3目市有林造成費は、10節需用費の阿久根大島松くい虫防除に係る薬剤購入のほか、11節役務費の森林保険料が主なものです。

次に、決算に関する説明書は82ページ、事項別明細書は52ページになります。

11款4項1目単独農業施設災害復旧費は、14節工事請負費により、40万円以下で国の補助農業災害復旧事業に該当しない農地2地区、農業用施設4地区、計6地区の復旧工事を実施したところです。

次に、2目補助農業施設災害復旧費は、14節工事請負費により大規模な農地災害として農地3地区の復旧工事を実施したところです。

次に、3目単独林業施設災害復旧費は、梅雨前線豪雨や台風等により被災した林道の土砂や風倒木について、重機借り上げによる除去等が主なものです。

次に、4目補助林業施設災害復旧費は、林道上床線の災害復旧工事ではありますが、令和6年度に繰り越して実施し、本年8月に完成しております。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。

2款4項1目森林環境譲与税の収入済額は、人工林面積や林業就業者数等により算定された譲与税を受け入れたものです。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお開きください。

12款1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の収入済額は、県営農業農村活性化施設整備事業と農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る2地区からの地元負担金です。

次に、決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページになります。

13款1項4目農林水産業使用料1節農業使用料の収入済額は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設、鶴川内集会施設、山村開発センターの5施設の使用料が主なものです。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は7ページから8ページにかけてになります。

15款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金は、決算に関する説明書備考欄にあります22件であり、各種事業に対する県補助金の受入れとなります。

次に、決算に関する説明書は19ページ、事項別明細書は8ページになります。

10目災害復旧費県補助金は、農地、農業施設、林業施設の災害復旧工事に係る補助金です。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金と2節林業費委託金の収入済額は、海岸保全維持管理業務費や松くい虫特別防除事業費、市町村権限移譲交付金など4件になります。

次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は9ページになります。

16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、農政林務課所管分は、阿久根大島名勝松造成基金、肉用牛特別導入事業基金、森林環境譲与税基金に係る利子となります。

次に、決算に関する説明書は23ページ一番上になります。

2項1目不動産売払収入2節立木売払収入は、阿久根市有林の間伐により発生した木材の売払収入となります。

次に、3目生産物売払収入1節生産物売払収入の収入済額のうち農政林務課所管分は、農林業振興センターの農作物等の販売収入となります。

次に、決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は11ページとなります。

18款1項14目森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税事業の財源として基金から繰り入れたものです。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

20款4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の収入済額のうち農政林務課所管分は農地中間管理事業事務委託費で、推進員の人件費が主なものになります。

次に、5項4目雑入20節雑入の収入済額のうち農政林務課所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料など6件となります。

次に、決算に関する説明書は30ページになります。

21款1項5目農林水産業債1節農業債の収入済額は、農業施設整備事業等に係る7件の財源充当分となります。

最後に、決算に関する説明書は31ページになります。

10目災害復旧費5節農業施設災害復旧債の収入済額は、災害復旧に係る単独農業施設災害復旧債の財源充当分となります。

以上で、農政林務課所管分についての説明を終わりますが、御審議のほど、どうぞよろしくをお願いします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農政林務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔農政課退室〕

この際、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を行います。

先ほどの高崎委員、そして川畑委員の質問に対する発言ということでございますので、御了承願いたいと思います。

〔福祉課入室〕

ここで、福祉課長から発言の申出がありますので、この際、許可します。

尻無濱福祉課長

令和4年度の175人の小学生、中学生の別についてでございます。

主要事業成果説明書の31ページになります。

小学生が延べ143名、中学生が延べ32名になります。

〔「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり〕

小学生延べ143名、中学生延べ32名です。

白石純一委員

小学生が令和4年度143人が、5年度には91人になったんだということで、大分減ったということではよろしいんでしょうか。であれば、その理由を教えてください。

尻無濱福祉課長

小学生が令和4年度は143名で、令和5年度につきましては延べ91名ということで、委員のおっしゃるとおり減少しております。これにつきましては、毎年度4月に募集をかけますので、その結果、応募が令和5年度は少なかったということになるかと思っております。

白石純一委員

それは分かるんですが、その要因っていうのは何か分析されておられますか。

尻無濱福祉課長

分析については行っておりません。

白石純一委員

それをやらないとですね、次に、これからの将来につながらないので、ぜひそうした分析は行うようにお願いします。

濱田洋一委員長

御意見ということによろしいですね。

尻無濱福祉課長

次に、講師の募集要件につきましては、教員免許を有する方を募集しております。

次に、夏休み期間の対応についてでございますけれども、令和5年度は脇本と大川方面からの児童の参加があり、また令和6年度は脇本方面の児童の参加もあるところです。

原則としまして、実施場所までは保護者の方が送迎をするということで、保護者が送迎ができない場合は、児童が自ら公共交通機関等を使用して来るということとなります。送迎につきましては保護者の責任で対応しております。

白石純一委員

講師の教員免許というのは、小学生、中学生、双方にその要件を満たす方ということでしょうか。

尻無濱福祉課長

中学生に対しては、小学校の教員免許を有する方になるかどうかというのはちょっとこちらのほうでは、そこまでの厳密な要件とはしていないかと思えます。教員免許を有する方ということで募集をかけております。

白石純一委員

では、中学校、令和4年度に行った中学生相手には教員免許を要求されていて、小学生に対してはそれは要求していなかったということですか。

尻無濱福祉課長

小学生につきましても、塾講師なんですけれども、その方も教員免許を有している方でありました。

高崎良二委員

今の関連なんですけど、その講師を募集するときに、どうなんです、自分たちで見つけてこないといけない状態なんです。それとも、いない状態ですか。

尻無濱福祉課長

おっしゃるとおりです。

高崎良二委員

それとですね、その脇本方面、大川方面からの来られる方がいらっしゃると、だったんですが、何人ぐらいなんですかね。

尻無濱福祉課長

令和4年度につきましては、脇本方面2名です。

令和5年度につきましては、脇本方面、大川方面、合わせて2名です。

濱田洋一委員長

よかったですか。

〔高崎良二委員「了解しました」と呼ぶ〕

白石純一委員

令和5年度の講師役を募集するときに、教員免許を持ちの方ということで、市内だけで募集されたんですか。それとも市外もあわせて募集されたんでしょうか。それは公に何か多くの方の目に留まるような募集をされてるんでしょうか。

尻無濱福祉課長

市内の方を募集をかけたかと思います。ただその公にと言われるのが、ハローワーク等を通して募集をかけたかというところではなくて、個別にちょっと当たったということになるかと思います。

白石純一委員

個別に当たれば、やはりそれは限りがあるわけですね。どうして応募を、別にハローワークじゃなくても、広報紙とか、市外に募集する、募集かけるんだったらハローワークかもしれないけど。そうした広く募集するというようなことは考えられなかったんですか。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃるとおり、なかなか現在、講師の確保というところが難しい面がございますので、今後はそういった広く広報紙等だったり、ハローワークだったり、市外も含めて、そういった講師の確保に取り組む必要があるかとは考えております。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室、介護長寿課入室〕

農業委員会の前に、先ほど、介護長寿課の審査を行いましたけれども、答弁の誤りがあったということで、答弁の訂正をしたいということでございますので、許可いたしました。

この際、認定第1号中、介護長寿課所管の事項の審査を行います。

ここで介護長寿課長から発言の申出がありますので、この際許可します。

尾上介護長寿課長

先ほど、白石委員からの答弁で、タクシーの初乗り料金の御質問をいただきましたが、私が昨年改定があつて600円と答弁をさせていただきましたが、正しくは700円でした。令和5年8月1日から改定になっておりました。

訂正しておわびをいたします。

白石純一委員

その前、つまり始まった年、平成30年でしたっけ、は幾らだったかというのは分かりませんか。

尾上介護長寿課長

当時の金額については確認ができておりません。

濱田洋一委員長

よろしかったですか。

後もって答弁いただくんですか。もういいですよ、これで。

〔白石純一委員「あれば。お願いしていいですか」と呼ぶ〕

決算審査ですので、もう、すいません。令和5年度の審査でしたので、ただいまの冒頭事業が開始された平成30年ということは、また、改めて所管課でお聞きになっていただいでよろしいですか。

〔白石純一委員「令和5年に700円になった」と呼ぶ〕

ちょっとお待ちください、許可しますから。

白石純一委員

どれくらい上がってきたのかということを知ることは、審査の上で非常に大事だと思いますけれども、そう思われませんか、委員長。

濱田洋一委員長

それでは。

言われることは重々私も認識しておりますけど、料金改定云々のことについては、実際、ここにといいますか、出てきておりませんので、料金改定を今お話をされたと思うんですよ。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

十分理解するんですよ。ただ、料金改定が云々というのがこの成果説明書に出ておれば、今のような御質問でよろしいかと思うんですけども。

白石純一委員

令和5年8月に700円になったということで、令和5年のことですから、その前は幾らだったかお分かりになりますか。

尾上介護長寿課長

改定前の金額につきましては、初乗り料金640円だったということです。

〔白石純一委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

認定第1号中、介護長寿課所管の事項の審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室、農業委員会事務局入室〕

次に、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

下脇農業委員会事務局長

それでは、認定第1号中、農業委員会事務局の所管する事項について説明いたします。

初めに、主要事項の成果説明書から御説明いたします。

主要事項の成果説明書の105ページを御覧ください。

機構集積支援事業につきましては、農地利用の最適化を図るために、農業委員11名及び農地利用最適化推進委員7名により、市内全域における遊休化している農地169筆、9.1ヘクタールの所有者146名に対して利用状況の調査を実施いたしました。この活動の実施により、所有者の意向を把握したことで、農地の新たなあっせんにつながり、農地の集積が図られたところであります。

さらに、鹿児島県農業会議等が主催する各種研修会に参加し、農業委員及び農地利用最適化推進員の資質の向上にも努めております。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて、歳出から御説明申し上げます。

決算に関する説明書は54ページ、事項別明細書は31ページを御覧ください。

第6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員7名の合計19名分の1節報酬並びに2節給料から4節共済費までの事務局職員4名分の人件費が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は57ページ、事項別明細書は33ページになります。

8目農業者年金事務費は、農業者の老後の生活等の安全を図るため、加入促進活動や農業者年金裁定請求事務等の執行に関する費用が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は58ページ、事項別明細書は34ページになります。

12目農地利用対策事業費は、農業委員会等の資質の向上を図りつつ、担い手農家への農地集積・集約化を促進するなどの機構集積支援事業に係る経費であり、1節報酬から4節共済費までの会計年度任用職員1名分の人件費が主なものであります。

歳出については以上となり、次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は12ページから13ページにかけて、事項別明細書は5ページとなります。

第13款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料のうち農業委員会事務局所管分は、決算に関する説明書の備考欄に記載のある各種証明手数料の6件であります。

次に、決算に関する説明書は18ページから19ページにかけて、事項別明細書は7ページから8ページにかけてとなります。

第15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会事務局所管分は、決算に関する説明書の備考欄に記載のある農業委員会費などの3件であります。

次に、決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は9ページとなります。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会事務局所管分は、市町村権限移譲交付金であります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページとなります。

第20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会事務局所管分は、農業者年金の年金受給者数・被保険者数・新規加入者数などを基礎として算出した金額を独立行政法人農業者年金基金から事務費として交付されるものであります。

最後に、決算に関する説明書は28ページ、事項別明細書は12ページとなります。

5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、全国農業新聞普及推進助成金であります。

以上で、農業委員会所管分についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室〕

ここで、ちょっと休憩いたします。

(休憩 午後4時40分～午後4時41分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時41分)

決算特別委員会委員長 濱 田 洋 一